

岐阜市多文化共生推進基本計画

－たぶんかマスタープラン 2020～2024－

令和2（2020）年3月

岐 阜 市

はじめに

日本に在住する外国人は282万人（2019年6月末）を数え、本市にも約9,700人の外国人住民が生活しています。また、訪日外国人旅行者は3,100万人を超え、更に本年は東京オリンピック・パラリンピックが開催されることから、世界各国の人々が日本各地を訪れ、地域住民との交流が行われることが期待されます。

本市では、国際化に対応するまちづくりを進めていくため、平成14（2002）年に「岐阜市国際化指針」を定め、その後、外国人市民の定住化・長期滞在化の進展を予測し、平成22（2010）年に「岐阜市多文化共生推進等基本計画」を、平成27（2015）年には、外国人市民とともにまちづくりを担うパートナーとする「岐阜市多文化共生推進基本計画（たぶんかマスタープラン 2015～2019-）」を策定しました。同年7月に開館したみんなの森 ぎふメディアコスモス内には、本市の国際交流、多文化共生の中核的な場所として「多文化交流プラザ」を設け、外国人市民向け生活相談窓口の開設や、多様な文化を学び体験できる機会を創出するなど、多文化共生社会の実現に向けた取り組みを行ってまいりました。

こうした中、政府は深刻な人手不足の状況に対応するため、平成31（2019）年4月に、新たな外国人材受入れのための在留資格「特定技能」を設け、労働者の受入れ拡大を開始しております。本市におきましても、今後さらに外国人市民の増加が予測される中、昨年11月に12年ぶりに外国人住民数が過去最高を更新いたしました。

新たに策定した本計画は、現計画から“誰もが互いに多様性を理解し合い、ともに新たな魅力を創造するまちをめざして”の基本理念を継承し、外国人市民はともにまちづくりを担う一員であるという共通認識のもと、生活に必要なきめ細やかな支援を行うとともに、地域において自治会をはじめとするコミュニティ、学校、企業等と連携し、多様性を生かした活気に満ちたまちづくりをオール岐阜の体制で進めてまいります。

本計画の策定にあたり、岐阜市住民自治推進審議会において充実したご審議をいただきましたこと、また、岐阜市外国人市民会議やパブリックコメントなど様々な機会を通じて市民の皆様から貴重なご意見・ご提言をいただきましたことについて、この場をお借りして心からお礼を申し上げます。

令和2（2020）年3月

岐阜市長 柴橋 正直

目 次

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨 1
- 2 計画の位置づけ 6
- 3 計画の策定体制 7

第2章 岐阜市における現状と課題

- 1 在住する外国人の現状 8
- 2 外国人市民の意識 13
- 3 日本人市民の意識 26
- 4 課題のまとめ 31

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念 35
- 2 重点目標と計画の方向性 36
- 3 計画に基づく多文化共生社会推進のイメージ図 37
- 4 計画の構成 38

第4章 施策の展開

- 1 わかりやすい情報伝達とコミュニケーション支援の充実 .. 40
- 2 安心して暮らすことができる生活支援の充実 47
- 3 日本人市民と外国人市民の交流・学び・創造の場の充実 .. 55

第5章 計画の推進

- 1 （仮）岐阜市多文化共生推進会議の設置 60
- 2 庁内推進体制 60

資 料

岐阜市住民自治基本条例	63
岐阜市市民との協働推進本部要綱	70
岐阜市外国人市民会議設置要綱	74
多文化共生推進リーダー設置要領	76

本計画では、外国籍を有する外国人だけではなく、外国にルーツを持ち外国の生活文化を有するなど、日本で暮らしていく上で一定の支援が必要な人のうち岐阜市に在住・在勤の人を「**外国人市民**」としています。なお、岐阜市に住民票を有する外国人を統計上表す場合は、「**外国人住民**」を用います。

一方、外国人市民以外の市民を「外国人市民」に対応する表現として「**日本人市民**」としています。

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定に至る経緯

多文化共生とは「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と総務省の「多文化共生の推進に関する研究会報告書」（平成18（2006）年）で定義されています。

総務省は、外国人を地域社会の構成員として位置づけ、多文化共生の地域づくりの推進が必要であるとし、平成18（2006）年3月に「地域における多文化共生推進プラン」を策定しました。このプランでは、地域における多文化共生の意義や地域における多文化共生施策の基本的な考え方が示され、各自治体が多文化共生の推進に関する指針や計画を策定する契機となりました。

本市においても、平成22（2010）年に「岐阜市多文化共生推進等基本計画」を、平成27（2015）年には「岐阜市多文化共生推進基本計画-たぶんかマスタープラン2015～2019-」を策定し、多文化共生社会の実現をめざしてきました。

そのような中、国は、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」の制定（平成29（2017）年11月施行）や、新たな在留資格「特定技能」が盛り込まれた出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）の改正（平成31（2019）年4月施行）など、少子高齢化による人口減少を背景に、幅広い分野でその労働力の需要が高まっている外国人材について、受入れを拡大・促進する施策を打ち出しています。

法務省によると、平成30（2018）年12月末現在、日本に中長期に在留する外国人は240万9,677人、特別永住者数は32万1,416人で、これらを合わせた在留外国人数は273万1,093人となり、前年末に比べ約17万人(6.6%)増加し、過去最高となりました。

今後も日本で生活を営み、その基盤を築く外国人が増加し、日本社会がより一層、多文化共生社会へと進展することが予測されます。本市においても最初の計画策定から10年あまりが経過し、「岐阜市多文化共生推進基本計画-たぶんかマスタープラン

2015～2019-」が最終年度であることを機に本市の多文化共生に係る現状や課題をあらためて確認し、今後5年間の方向性を「岐阜市多文化共生推進基本計画-たぶんかマスタープラン2020～2024-」として策定しました。

(2) 多文化共生推進に係る国の動向

わが国で、「多文化共生社会」という言葉が使われはじめたのは1990年前後からです。入管法の改正によりブラジル・ペルー等からの日系人が増加した平成2（1990）年以降の国における多文化共生推進に係る施策等の動向を概観します。

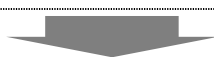
<在留資格の創設>

○平成2（1990）年、改正入管法の施行により、「定住者」の在留資格が創設され、これによって日系3世までに就労可能な地位が与えられました。



<技能実習制度の創設>

○平成5（1993）年、「技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針」（平成5年法務省告示第141号）により、在留資格「特定活動」の一類型として技能実習制度が創設されました。



<阪神・淡路大震災を契機とした多文化共生の推進>

○平成7（1995）年の阪神・淡路大震災における市民団体・ボランティア団体による被災外国人への支援を通して、多言語化や多文化共生の必要性が知られるようになりました。



<多文化共生政策の必要性>

○平成11（1999）年度には、法務省が第2次入国管理基本計画を策定し、その中で「外国人に対する社会の意識・関心が高まり、その数的増加と活動範囲の拡大に伴い、今後、我が国社会において日本人は外国人とどのように共存していくのかについて将来像を示すことが、出入国管理行政に求められるようになってきている」と明示しています。



<地域における多文化共生推進プランの策定>

○平成18（2006）年3月には、総務省が、各自治体における多文化共生施策の推進に関する指針・計画の策定を促すため、「地域における多文化共生推進プラン」を策定しました。このプランでは、地域における多文化共生の意義や地域における多文化共生施策の基本的な考え方が示されており、市区町村の役割は、多文化共生の推進に関する指針・計画を作成した上で、外国人住民を直接支援する主体としての取り組みを行うこととされています。



<経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士受入れ>

○平成20（2008）年には、経済連携協定（E P A）に基づき、インドネシアからの看護師・介護福祉士候補者の受入れが開始され、翌平成21（2009）年にはフィリピン、平成26（2014）年にはベトナムへと拡大されました。



<「技能実習」在留資格の付与>

○平成22（2010）年7月には、改正入管法の施行により技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることとなりました。



<外国人住民に対する住民基本台帳制度の適用>

○平成24（2012）年には、外国人登録制度が廃止されるとともに、新たな在留管理制度が導入されました。これに伴い、日本人と同様に外国人住民も住民基本台帳法の適用対象となりました。



<高度人材に対するポイント制による優遇制度>

○平成24（2012）年、高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度が開始されました。



<在留資格「高度専門職」の創設>

○平成27（2015）年4月、改正入管法の施行により、高度外国人材に特化した在留資格（「高度専門職1号」「高度専門職2号」）が創設されました。「高度専門職2号」は在留期間が無期限となりました。



<外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の施行>

○平成29（2017）年11月、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（略称：技能実習法）が施行となりました。これにより技能実習の受け入れ期間を最長3年から5年に延長するほか、外国人を低賃金で酷使するなどの不正を防ぐため、受入れ団体や企業を監視する監督機関「外国人技能実習機構」が設置されることとなりました。さらに、この法律の施行にあわせ、入管法の一部が改正され、外国人技能実習制度の対象職種に「介護」が追加されました。



<外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策>

○平成30（2018）年12月、国は、外国人材の受入れ・共生のための取組を、包括的に推進していく観点から、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を取りまとめました。



<在留資格「特定技能」の創設>

○平成31（2019）年4月、改正入管法の施行により、深刻な人手不足に対応するため、介護や外食業、宿泊など14の特定産業分野において一定の専門性・技能を有する外国人材を受入れるための在留資格「特定技能」が創設されました。なお、「特定技能2号」（令和元（2019）年10月現在、建設、造船・船用工業の2分野）では、配偶者及び子に対し在留資格を付与することが可能です。



<日本語教育の推進に関する法律の施行>

○令和元（2019）年6月、外国人の労働者や留学生、児童・生徒らに対し、日本語教育を受ける機会を最大限に確保することを基本理念とし、日本語教育について国と地方自治体の責務を定めた「日本語教育の推進に関する法律」（略称：日本語教育推進法）が施行されました。

▶技能実習制度とは…

外国人技能実習制度は、我が国が先進国としての役割を果たしつつ、国際社会との調和ある発展を図っていくため、技能、技術又は知識の開発途上国等への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的としています。

具体的には、入管法に定める「技能実習」の在留資格により、日本に在留する外国人が報酬を伴う実習を行う制度です。企業等の実習実施機関が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受入れて技能実習を実施する企業単独型と、商工会等の営利を目的としない監理団体が技能実習生を受入れ、傘下の実習実施機関で技能実習を実施する団体監理型に大別することができます。いずれの型についても、入国後1年目の技能等を修得する活動と、2～3年目の修得した技能等に習熟するための活動とに分けられており、技能実習の1年目を「技能実習1号」、2～3年目を「技能実習2号」、4～5年目を「技能実習3号」としています。

▶特定技能とは…

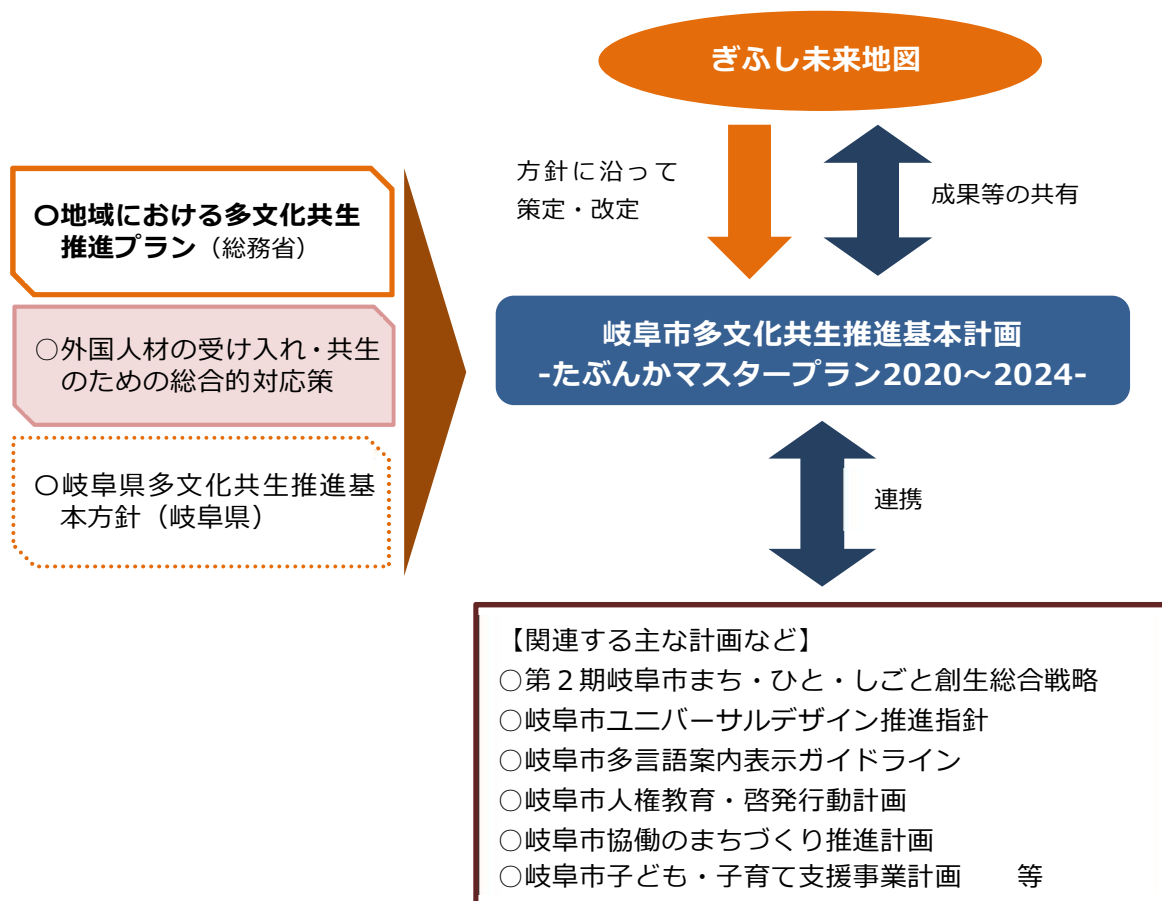
平成31（2019）年4月、改正入管法の施行により、「特定技能」の在留資格が創設され、人手不足が深刻な14の特定産業分野（①介護②ビルクリーニング③素形材産業④産業機械製造業⑤電気・電子情報関連産業⑥建設⑦造船・舶用工業⑧自動車整備⑨航空⑩宿泊⑪農業⑫漁業⑬飲食料品製造業⑭外食業）において新たな外国人材の受入れが可能となりました。特定技能には「特定技能1号」と「特定技能2号」の2種類の在留資格があります。

区 分	特定技能1号	特定技能2号
技 能 水 準	相当程度の知識又は経験を必要とする技能	熟練した技能（建設業、造船・舶用工業の2分野のみ受け入れ可能）
日本語能力	ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度を基本とし、業務上必要な日本語能力（試験等で確認）	試験等での確認は不要
在 留 期 間	1年、6か月又は4か月ごとの更新、通算で上限5年まで	3年、1年又は6か月ごとの更新、上限なし
家族の帯同	基本的に不可	可能

2 計画の位置づけ

本計画は、本市の都市づくりの総合的な方針である「ぎふし未来地図」に掲げる本市の未来の姿「ひととまち、集い交わる活力と笑顔あふれる成長都市ぎふ」の実現に向けた政策「多様性を育む多文化共生と国際交流の推進」に資する計画で、2015年の国連サミットにおいて採択され、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を標榜するSDGs（=Sustainable Development Goals ※持続可能な開発目標）の目標達成につながるものです。

また、本市におけるその他の関連計画についても、施策や取組み等が日本人市民と同様に外国人市民にも対応できるように、この計画と連携して進めていきます。



(1) 策定体制

① 策定機関

本計画は、多文化共生社会の実現を図ることを全庁的な課題として共有するために、市長を本部長、各部長を構成員として協働のまちづくりの推進を図る「岐阜市市民との協働推進本部」において策定しました。

策定にあたっては、関係各部課の担当職員で構成する「多文化共生推進リーダー会議」において、計画素案の確認を行うとともに、市民参画部次長を幹事長に各政策課長で組織する「岐阜市市民との協働推進本部幹事会」で検討を行いました。

② 諮問機関

外部有識者等からの意見を取り入れるため、「岐阜市住民自治推進審議会」に諮問を行い、推進すべき多文化共生計画として答申をいただきました。

(2) 市民意見の反映

① 外国人市民の意識調査

計画の策定にあたって、平成30（2018）年に岐阜大学教育学部との共同研究による「外国人市民の意識調査」を行い、外国人市民の現状把握に努めました。

② 市政モニター調査

日本人市民の多文化共生に関する意識を把握するため、市政モニター制度を活用し、意識調査を実施しました。

③ 外国人市民会議

外国人市民の市政への参画を推進するために設置している岐阜市外国人市民会議において外国人市民から意見を聴取しました。

④ ワークショップ

岐阜聖徳学園大学、（公財）岐阜市国際交流協会が主催する多文化政策研究会において、計画素案に対するワークショップを開催し、市民からの意見聴取に努めました。

⑤ パブリックコメント

計画素案について、パブリックコメントを実施し、市民からの意見聴取に努めました。

第2章 岐阜市における現状と課題

1 在住する外国人の現状

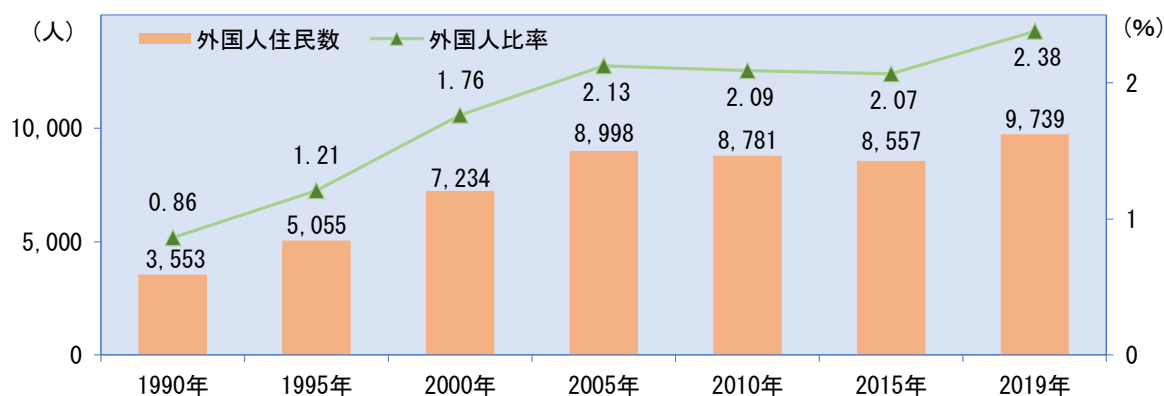
(1) 岐阜市における外国人住民数と外国人比率の推移

平成2(1990)年に3,553人であった岐阜市における外国人住民数は令和元(2019)年12月末現在9,739人、外国人比率(総人口に占める外国人の割合)は2.38%です。

これは、平成30(2018)年12月末の全国の外国人比率2.16%(法務省の在留外国人統計と総務省統計局の人口推計から算出)より高い水準となっています。

また、平成31(2019)年4月に新たな在留資格「特定技能」が盛り込まれた改正入管法の施行により、今後、外国人住民のさらなる増加が見込まれます。

図表2-1 岐阜市における外国人住民数と外国人比率の推移



資料：岐阜市市民参画部国際課調(各年12月31日現在)

(2) 地区別の外国人比率

地区別の外国人比率をみると、岐阜大学があり、留学生の多い黒野地区が最も高く6.37%となっていますが、本市の外国人住民は比較的散在しているといえます。

図表2-2 地区別外国人比率上位10地区

順位	地区名	外国人比率	人数(人)
1	黒野	6.37%	765
2	茜部	5.06%	706
3	徹明	4.53%	201
4	三里	4.42%	636
5	本郷	3.69%	243
6	市橋	3.57%	536
7	白山	3.27%	187
8	三輪南	3.24%	305
9	本荘	3.13%	360
10	木之本	3.13%	187

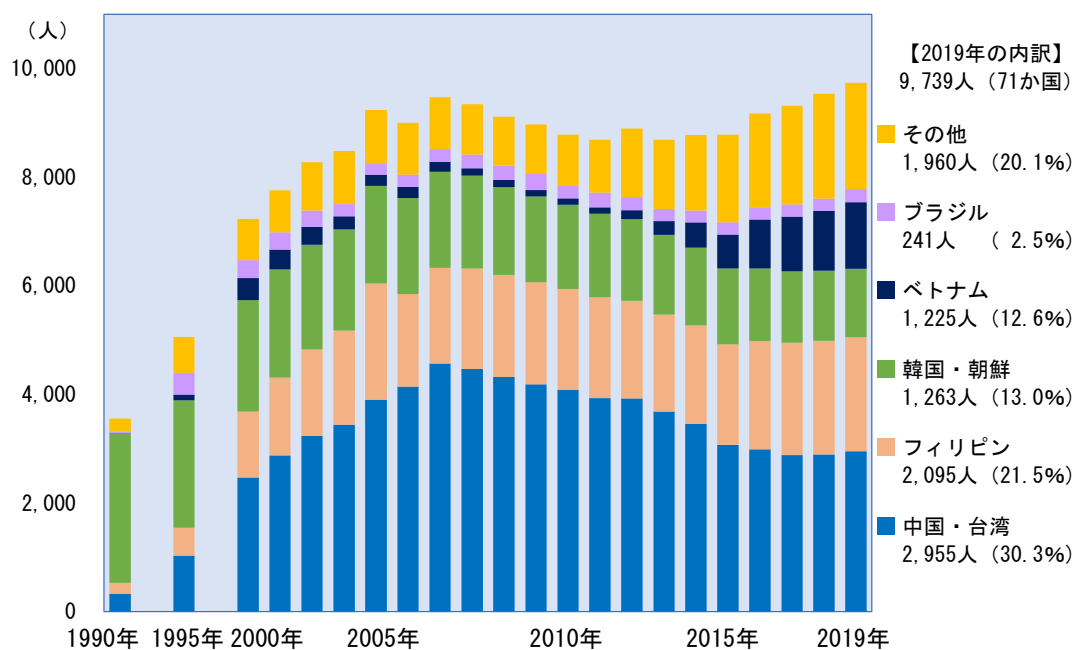
資料：岐阜市市民参画部国際課調
(2019年12月31日現在)

(3) 外国人住民の国籍

令和元(2019)年12月末現在の外国人住民の国籍をみると、中国・台湾が30.3%と最も高く、次いでフィリピンが21.5%、韓国・朝鮮が13.0%、ベトナムが12.6%などとなっています。

平成2(1990)年までは、いわゆるオールドカマーといわれる在日の韓国・朝鮮人が多数を占めていましたが、入管法の改正により、「定住者」の在留資格が創設され、南米を中心とする日系人等が増加するとともに、技能実習制度導入により中国人、フィリピン人も急増しました。また、平成22(2010)年に在留資格「技能実習」が設けられてからはベトナム人が増加しています。その他ネパール、インドネシア、ミャンマーをはじめ70か国以上の人々が暮らしており、本市の外国人住民の多国籍化が進んでいます。

図表2-3 外国人住民数の国籍別推移

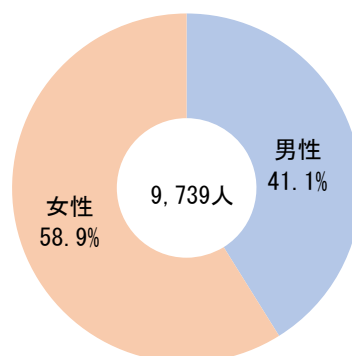


資料：岐阜市市民参画部国際課調（各年12月31日現在）

(4) 外国人住民の性別

令和元(2019)年12月末現在の外国人住民の性別をみると、女性が58.9%と約6割を占めています。

図表2-4 外国人住民の性別



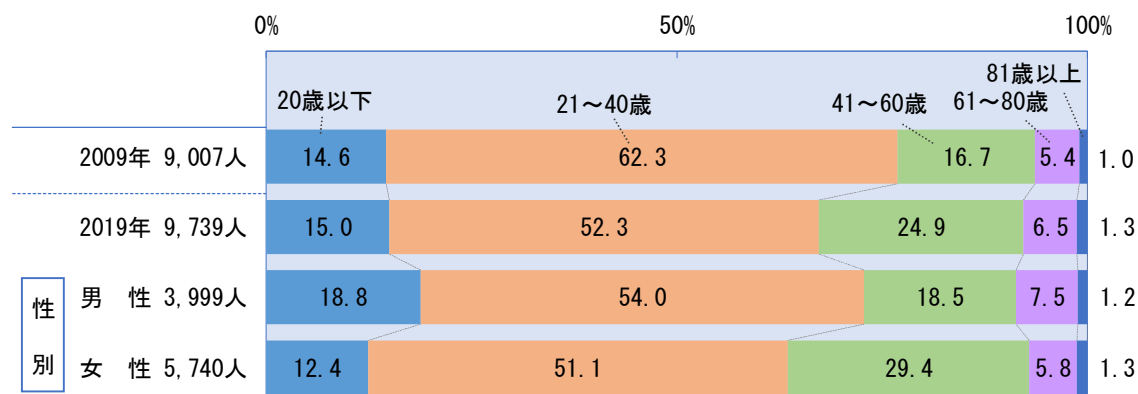
資料：岐阜市市民参画部国際課調（2019年12月31日現在）

(5) 外国人住民の年齢

令和元(2019)年12月末現在の年齢別外国人住民の割合は、21～40歳が50%以上を占め、次いで41～60歳が24.9%、20歳以下が15.0%、61歳以上は7.8%となっており、40歳以下の若い人が6割以上となっています。性別をみると、男女とも21～40歳が50%以上を占めていますが、2番目に高いのは、男性が20歳以下（18.8%）、女性が41～60歳（29.4%）となっています。また、2009年からの推移をみると、この10年間で20歳以下はほとんど変化がありませんが、21～40歳が10ポイント低下する一方で、41～60歳が8.2ポイント、61～80歳が1.1ポイント、81歳以上が0.3ポイント上昇しています。外国人住民の高齢化は進展しており、今後もこの傾向は続くものと予測されます（図表2-5）。

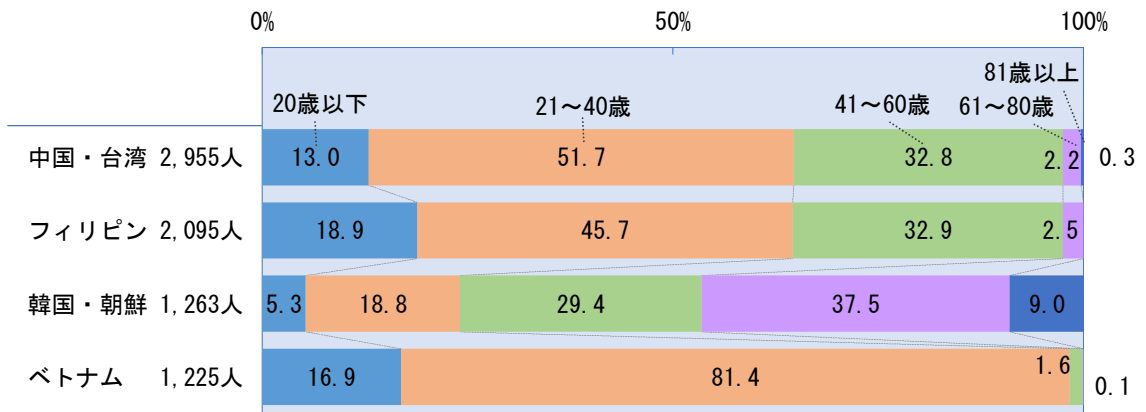
さらに主な国籍別にみると、中国・台湾、フィリピン、ベトナムは21～40歳が最も高くなっています。特にベトナムは21～40歳が80%を超えており、40歳以下が98.3%を占めています。一方、韓国・朝鮮は61～80歳が37.5%と最も高く、61歳以上が全体の45%以上を占めています（図表2-6）。

図表2-5 外国人住民の年齢構成



資料：岐阜市市民参画部国際課調（各年12月31日現在）

図表 2－6 外国人住民の主な国籍別年齢構成



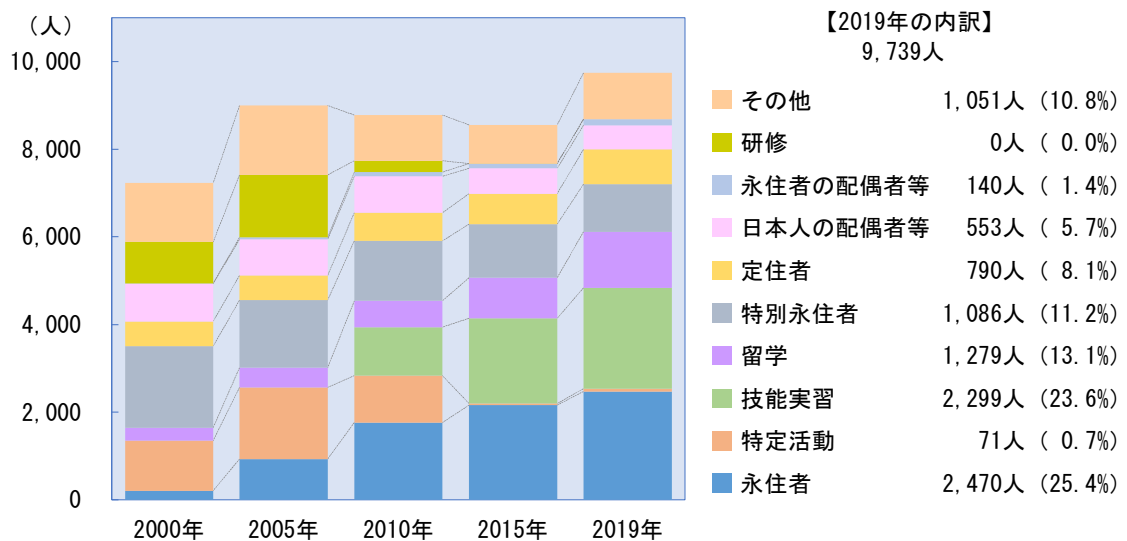
資料：岐阜市市民参画部国際課調（2019年12月31日現在）

(6) 外国人住民の在留資格

令和元(2019)年12月末現在の外国人住民の在留資格の内訳は、「永住者」が25.4%と最も高く、次いで平成22(2010)年から制度化された「技能実習」が23.6%、「留学」が13.1%、「特別永住者」が11.2%などとなっています。これまでの推移をみると、技能実習生や留学生が増加する一方、永住者など身分に基づく在留資格の外国人住民も増加をしています（図表 2－7）。

主な国籍別にみると、中国・台湾、ベトナムは「技能実習」、フィリピンは「永住者」、韓国・朝鮮は「特別永住者」が最も高くなっています。また、ベトナムの「留学」、中国・台湾の「永住者」、フィリピンの「定住者」も、それぞれ20～30%台の高い水準となっています(図表 2－8)。

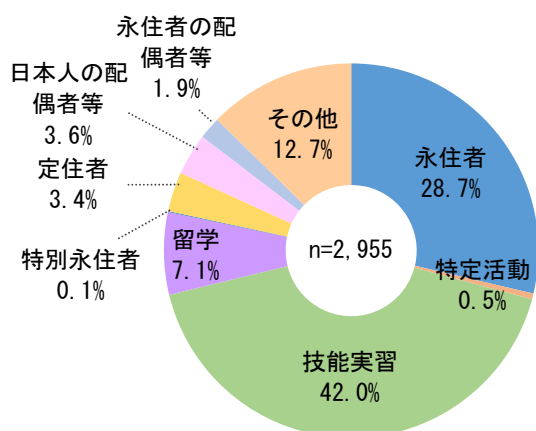
図表 2－7 外国人住民数の在留資格別推移



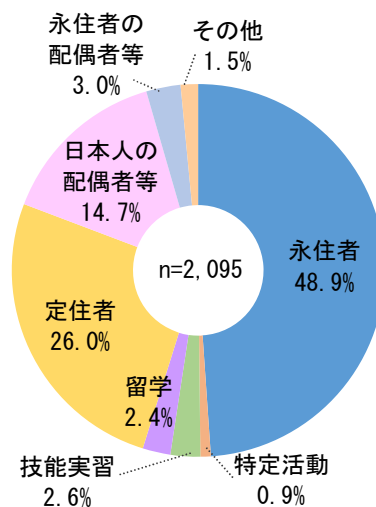
資料：岐阜市市民参画部国際課調（各年12月31日現在）

図表 2－8 外国人住民の主な国籍別在留資格内訳

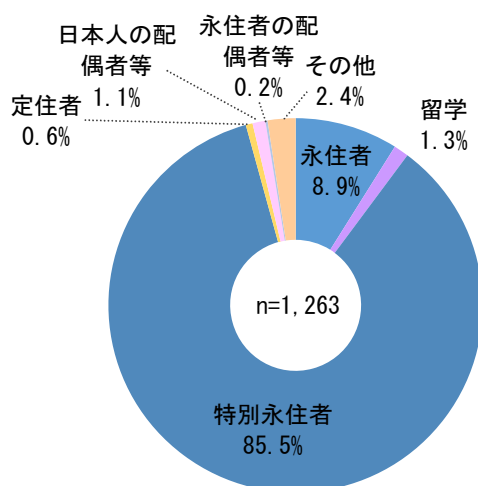
① 中国・台湾



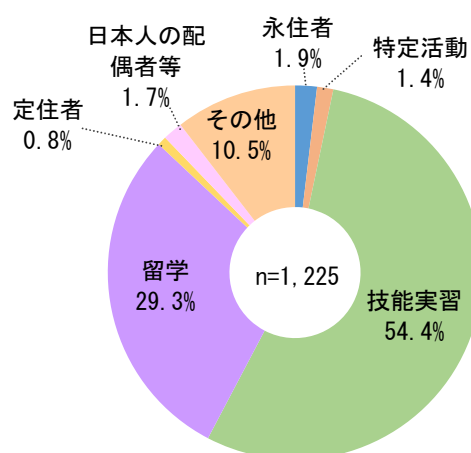
② フィリピン



③ 韓国・朝鮮



④ ベトナム



資料：岐阜市市民参画部国際課調（2019年12月31日現在）

2 外国人市民の意識

本計画策定の資料とするため、岐阜大学教育学部との共同研究により「外国人市民の意識調査」をアンケート及びヒアリングにより実施しました。以下はアンケート調査についての分析結果です。

＜調査方法・回収結果＞

調査対象者	岐阜市に1年以上住んでいる20歳以上の外国人住民であって、在留資格が「特別永住者」でない人
調査票の配布・回収	郵送
調査基準日	平成30(2018)年10月1日
調査期間	平成30(2018)年12月1日～平成31(2019)年1月31日
配布数	1,550(宛名不明返送分：81)
回収数	328
回収率	22.3%

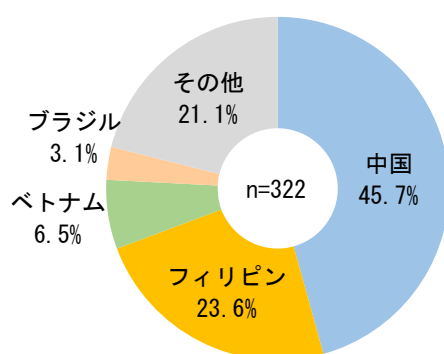
〈資料〉「外国人市民の意識調査報告書（平成31（2019）年3月）」（国立大学法人 岐阜大学・岐阜市）

(1) アンケート調査回答者の属性

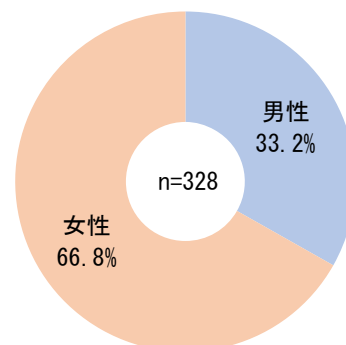
アンケート調査回答者の属性は次のとおりです。

図表2-9 回答者の属性

① 国籍

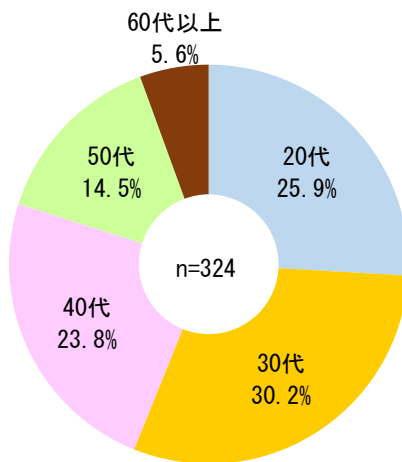


② 性別

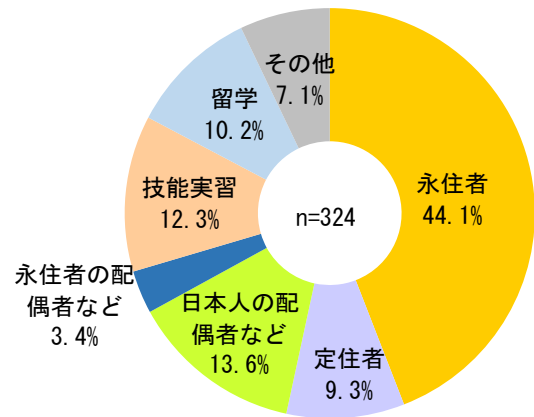


※図表中「n」とあるのは、アンケート調査の回答者数を表します。以下同じ。

③ 年代



④ 在留資格

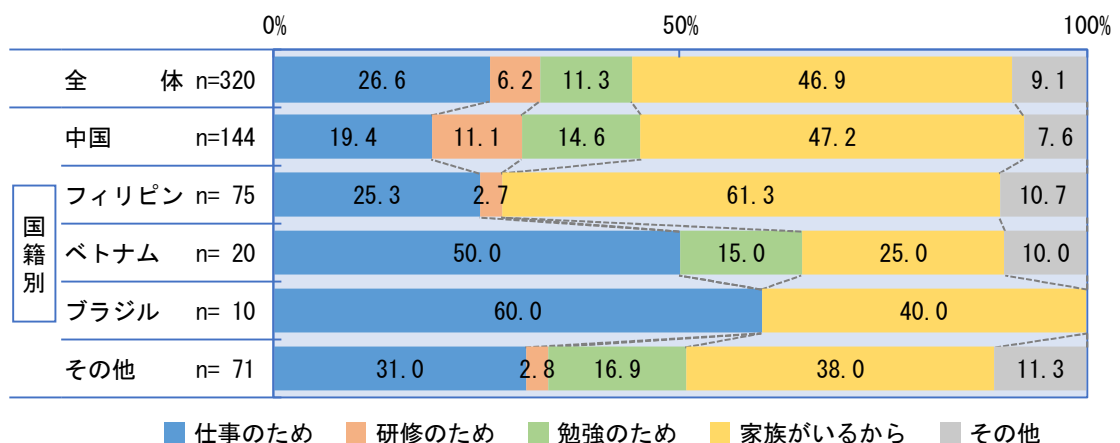


(2) 岐阜市に住んでいる理由

岐阜市に住んでいる理由は「家族がいるから」が46.9%を占めており、次いで「仕事のため」が26.6%、「勉強のため」が11.3%などとなっています。主な国籍別にみると、フィリピン、中国は「家族がいるから」が、ブラジル、ベトナムは「仕事のため」が最も高くなっています。

このように、国籍によって居住する理由の多い割合が異なっていることから、効果的な情報提供や支援の方法を検討していく必要があります。

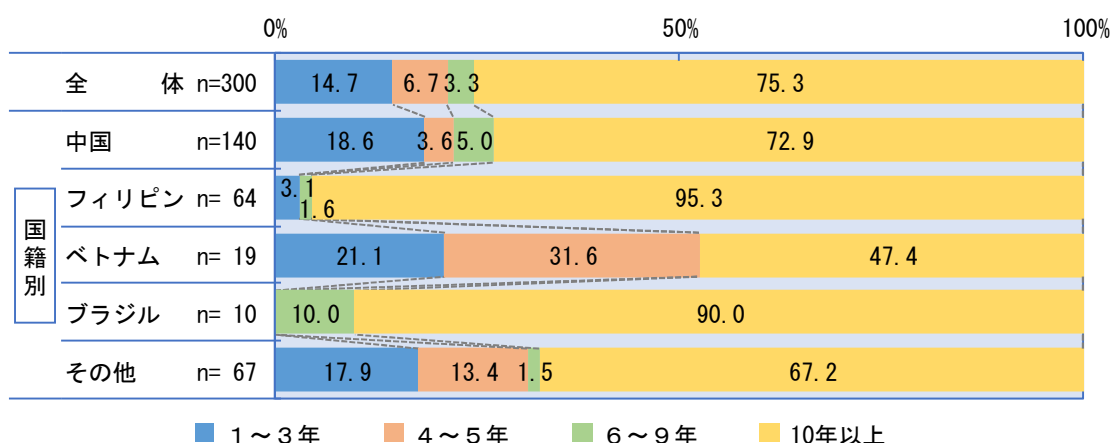
図表 2-10 岐阜市に住んでいる理由



(3) 日本に住む予定期間

日本に住む予定期間は、「10年以上」が75.3%を占めており、次いで「1～3年」が14.7%などとなっています。主な国籍別にみると、いずれも「10年以上」が最も高くなっていますが、岐阜市に住んでいる理由として「勉強のため」が比較的高いベトナムは、在留資格が「技能実習」や「留学」の割合が高いためか10年未満が約5割となっています。

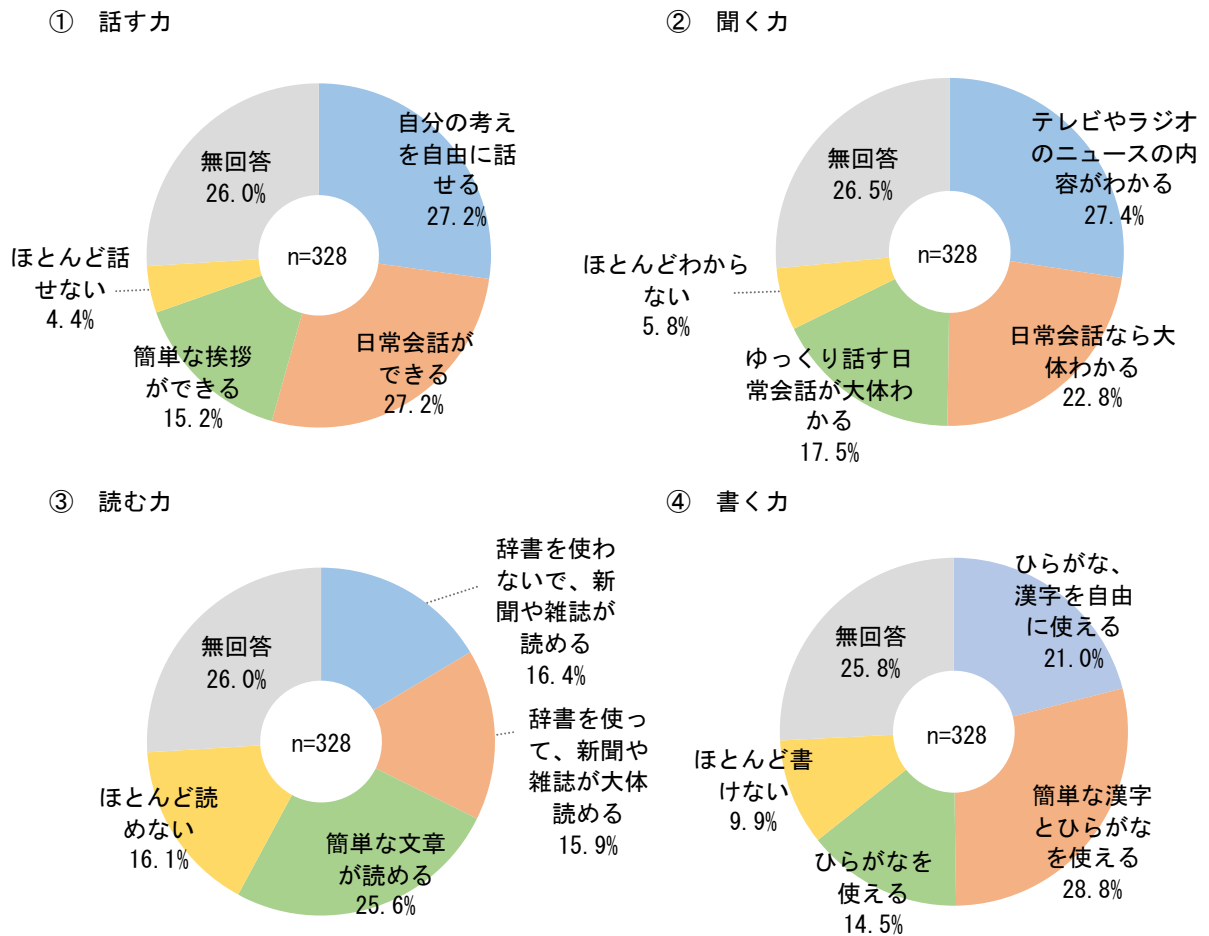
図表2-11 日本に住む予定期間



(4) 日本語能力の程度

回答者が自身の日本語能力についてどう認識しているかを＜①話す力＞＜②聞く力＞＜③読む力＞＜④書く力＞の4項目に分けてお聞きしたところ、＜①話す力＞では「自分の考えを自由に話せる」及び「日常会話ができる」の合計が50%以上を占めています。また、＜②聞く力＞では「テレビやラジオのニュースの内容がわかる」、「日常会話なら大体わかる」及び「ゆっくり話す日常会話なら大体わかる」の合計が65%以上を占めており、話すことと聞くことについては比較的不自由を感じていないことがわかります。一方、＜③読む力＞では「ほとんど読めない」が15%以上、＜④書く力＞では「ほとんど書けない」が10%近くあり、読むことと書くことについては、平易な表現であれば問題はないものの、日常生活において不自由を感じる場面が少なからずあることが想像できます。

図表 2－12 日本語能力の程度



(5) 現在の悩みや将来の不安

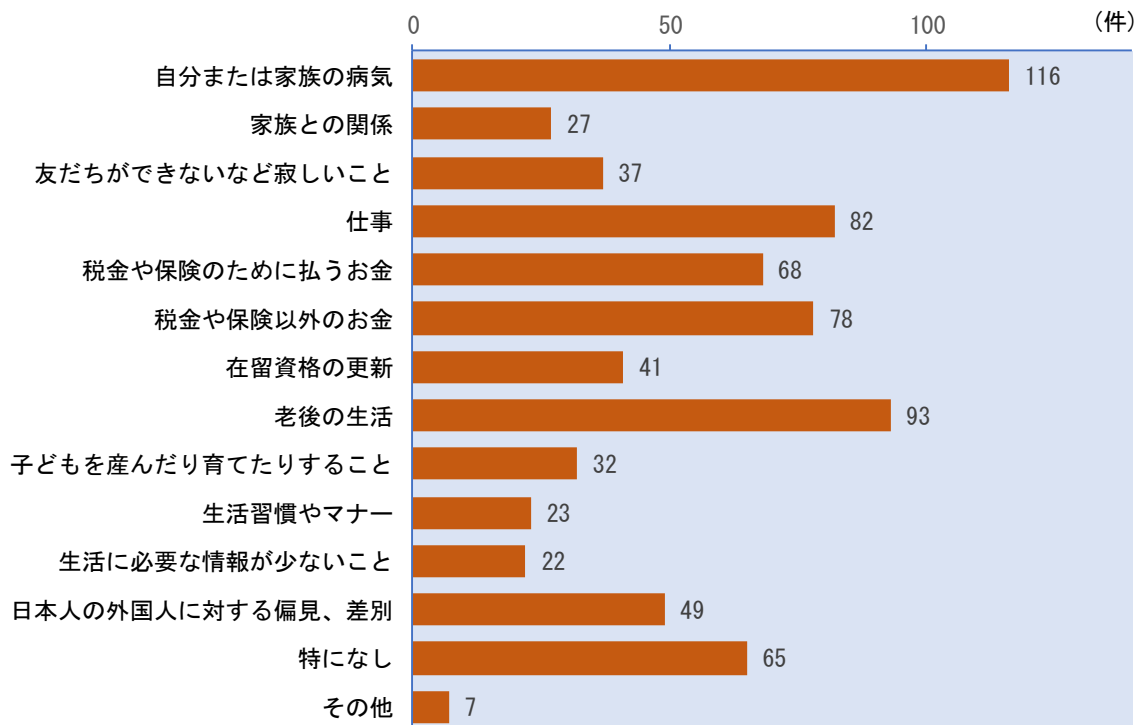
現在の悩みや将来の不安は「自分または家族の病気」が116件と最も多く、次いで「老後の生活」「仕事」「お金」などが続いています。また、「日本人の外国人に対する偏見、差別」も49件あり、異国に住むことによる外国人市民の抱える悩みがうかがえます（図表 2－13）。

また、現在の悩みや将来の不安と滞在年数をみると、「自分または家族の病気」「老後の生活」「お金」では、いずれも滞在年数「10年以上」が50%以上を占めています。一方、「在留資格の更新」「生活に必要な情報が少ないこと」「友だちができないなど寂しいこと」「家族との関係」の悩みは、滞在年数「10年未満」が比較的高くなっています（図表 2－14）。

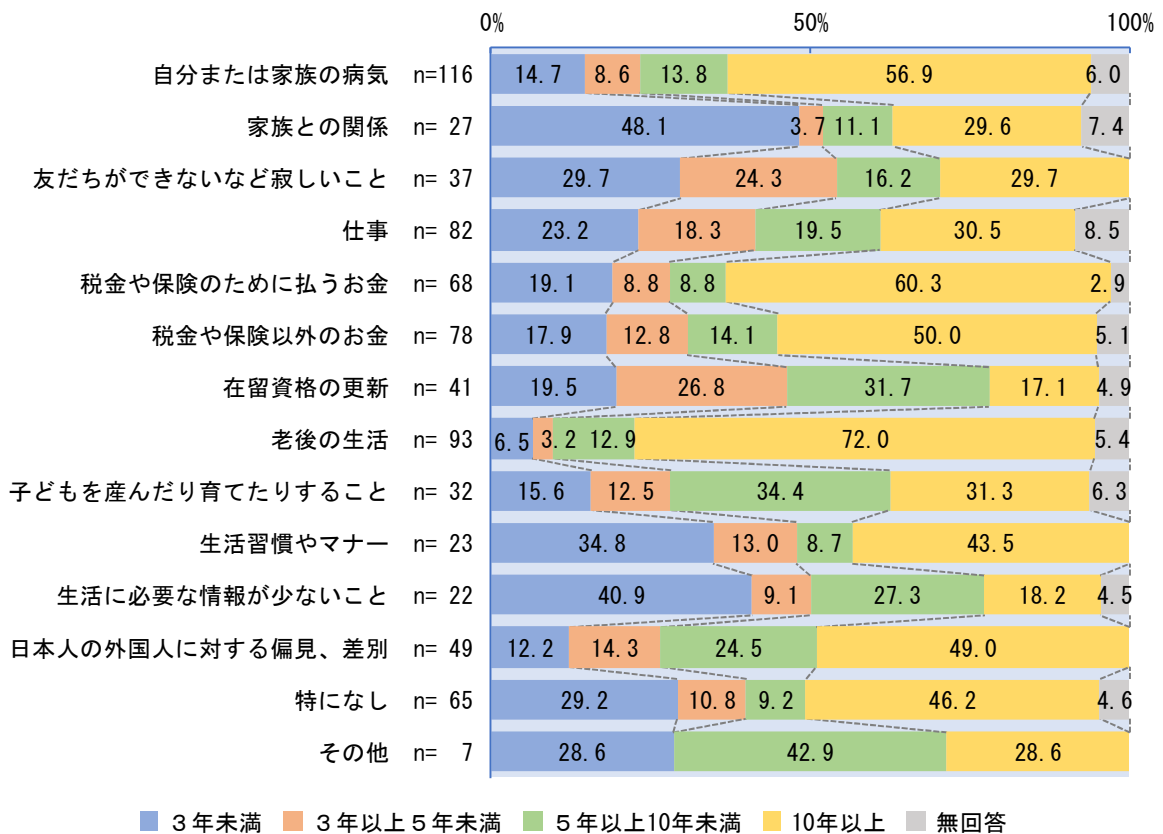
このように、岐阜市で生活する期間の長さに応じて外国人市民の抱える悩みや不安は異なっており、それを念頭に、教育、医療・保健、福祉、就労など日常の様々な場面や災害など非常時におけるきめ細かな支援を考える必要があります。

図表 2－1 3 現在の悩みや将来の不安(複数回答)

n=322



図表 2－1 4 現在の悩みや将来の不安と滞在年数



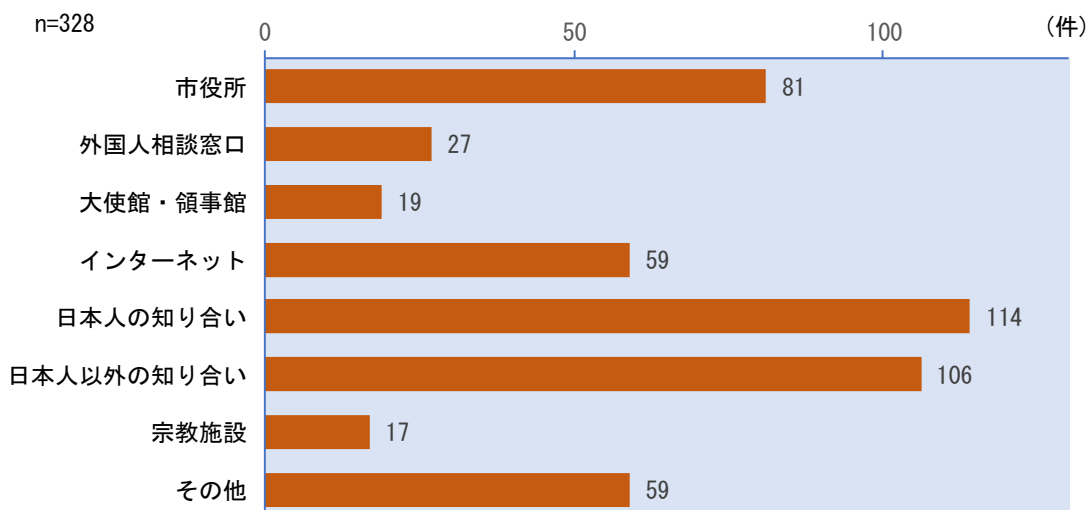
(6) 相談相手、行政情報の入手方法

生活で困っていることがあるときに、どこ(誰)に相談するかについては、「日本人の知り合い」が114件と最も多く、次いで「日本人以外の知り合い」が106件、「市役所」が81件、「インターネット」が59件などとなっています(図表2-15)。

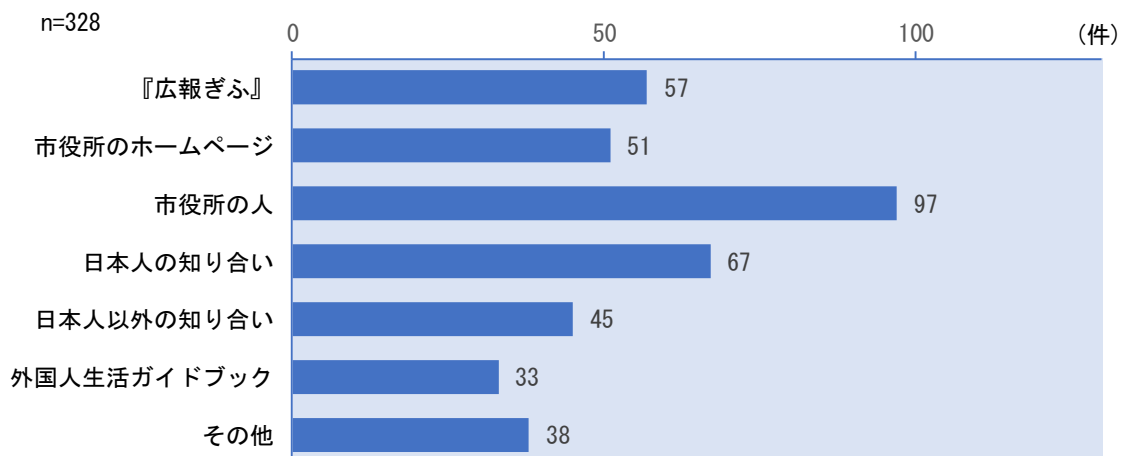
また、市役所が実施しているサービスの内容をどのように入手しているかは、「市役所の人」が97件と最も多く、次いで「日本人の知り合い」が67件、『広報ぎふ』が57件、「市役所のホームページ」が51件などとなっています(図表2-16)。

生活上の相談や行政サービスの情報提供については、気軽に迅速に利用できるインターネット等の積極的な活用を進めるとともに、外国人市民を取り巻く様々な人や、ネットワークを介した情報伝達方法の確保が必要であると考えられます。

図表2-15 相談相手(複数回答)



図表2-16 行政サービスに関する情報の入手方法(複数回答)

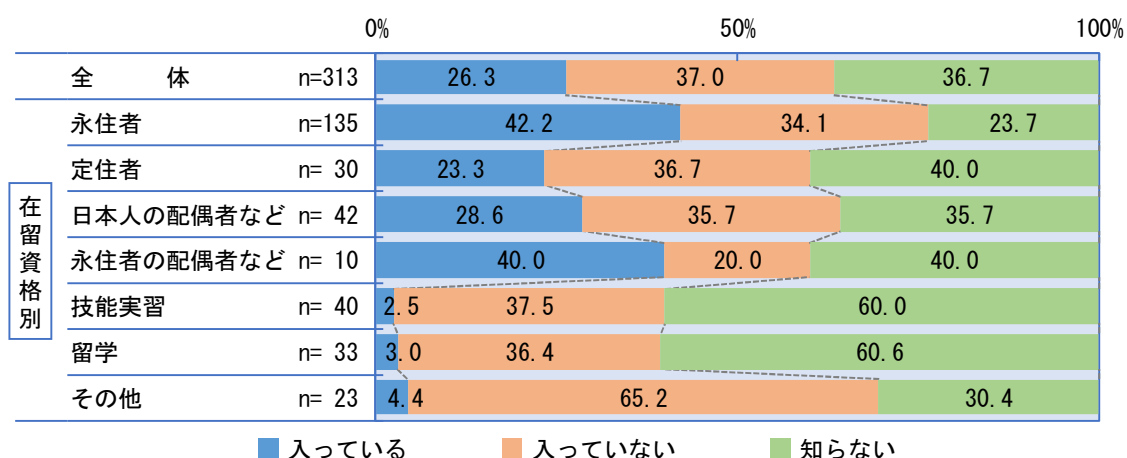


(7) 自治会への加入状況

自治会への加入状況は、「入っている」が26.3%、「入っていない」が37.0%、「知らない」が36.7%でした。在留資格別にみると、永住者及び永住者の配偶者などは40%以上が加入し、定住者及び日本人の配偶者などは20%台ですが、技能実習生、留学は5%未満です。

岐阜市における自治会加入率は平成31(2019)年4月1日現在、60.1%です。加入率は年々低下していますが、住民主体の地域課題解決の場として自治会の存在意義は大きく、国籍を問わず加入を促進していく必要があります。

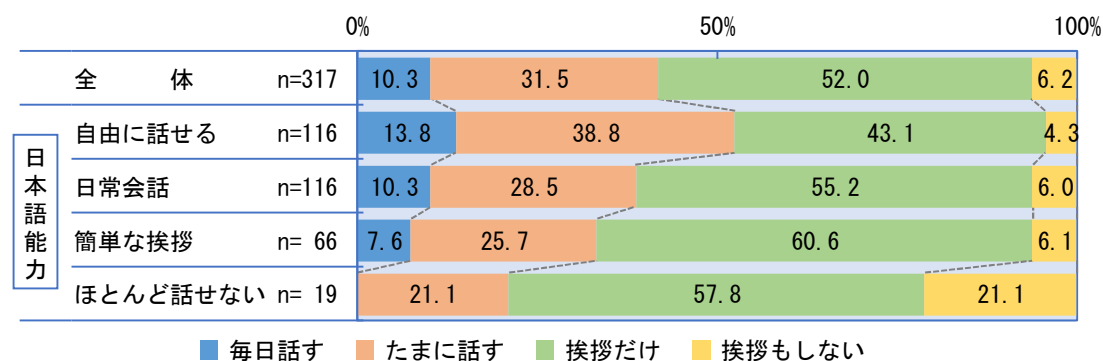
図表2-17 自治会への加入状況



(8) 日本人との近所付き合い

近所の日本人とどの程度会話をしているかについては、「挨拶だけ」が52.0%を占めており、次いで「たまに話す」が31.5%、「毎日話す」が10.3%となっています。日本語能力（話す力）別にみると、＜自由に話せる＞は「毎日話す」と「たまに話す」の合計が50%を超えていますが、＜簡単な挨拶＞でも30%を超えており、日本語能力にかかわらず、外国人市民が地域でのコミュニケーションを積極的に行っていることがわかります。

図表2-18 近所の日本人とどの程度会話をしているか

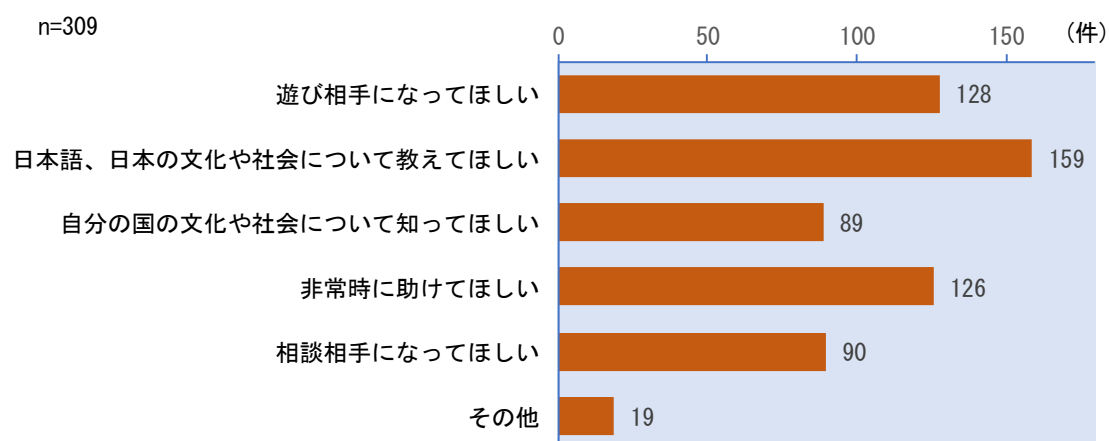


(9) 日本人との交流の希望

日本人とどのような交流がしたいかについては、「日本語、日本の文化や社会について教えてほしい」が159件と最も多く、次いで「遊び相手になってほしい」が128件、「非常時に助けてほしい」が126件などとなっています。

多くの外国人市民が、日本について深く知りたいという意識を持っており、今後さらに、交流の機会の創出に努める必要があります。

図表 2-19 日本人とどのような交流がしたいか(複数回答)

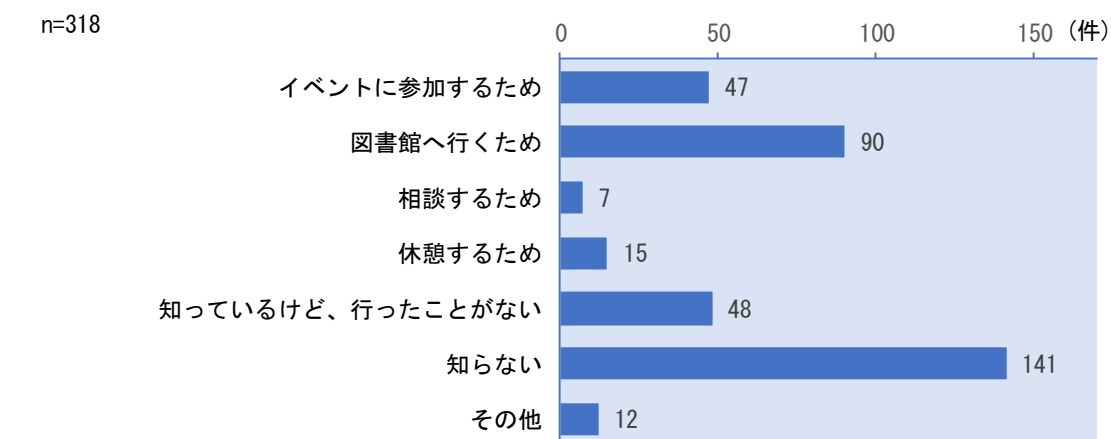


(10) ぎふメディアコスモスの利用状況

ぎふメディアコスモスの利用状況については、「知らない」が141件と最も多く、次いで「図書館へ行くため」が90件、「知っているけど、行ったことがない」が48件などとなっています。

市民活動や国際交流・多文化共生の拠点であるぎふメディアコスモスの認知度は外国人市民にはまだまだ低く、今後さらにPRが必要です。

図表 2-20 ぎふメディアコスモスの利用状況(複数回答)



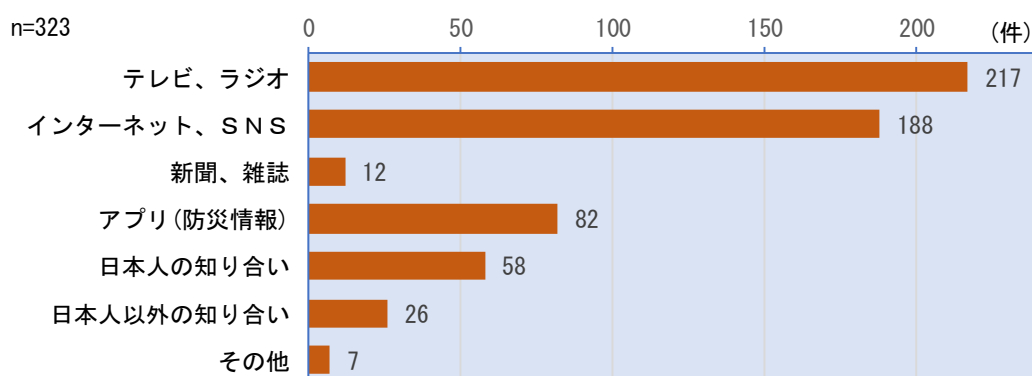
(11) 災害情報の入手先等

災害情報の入手先については、「テレビ、ラジオ」が217件と最も多く、次いで「インターネット、SNS」が188件、「アプリ(防災情報)」が82件などとなっています(図表2-21)。また、岐阜市では、大規模災害が発生した際に多言語で情報を発信する「岐阜市災害時多言語支援センター」を設置します。そのセンターの認知度をお聞きしたところ、「知っている」は12.2%でした(図表2-22)。

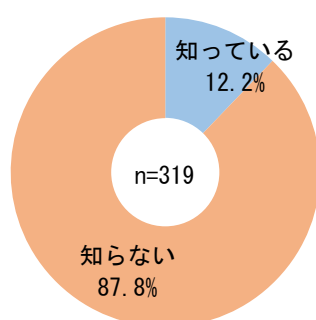
災害に対する備えについては、「避難所の確認」が140件、「非常持ち出し品の準備」が117件となっており、多くの人が行っていますが、「特に行っていない」が129件あります(図表2-23)。

外国人市民にも災害に関する正確な情報が迅速に伝わるよう、既存の情報伝達システムをPRするとともに、地域と連携して、支援体制の構築を進める必要があります。

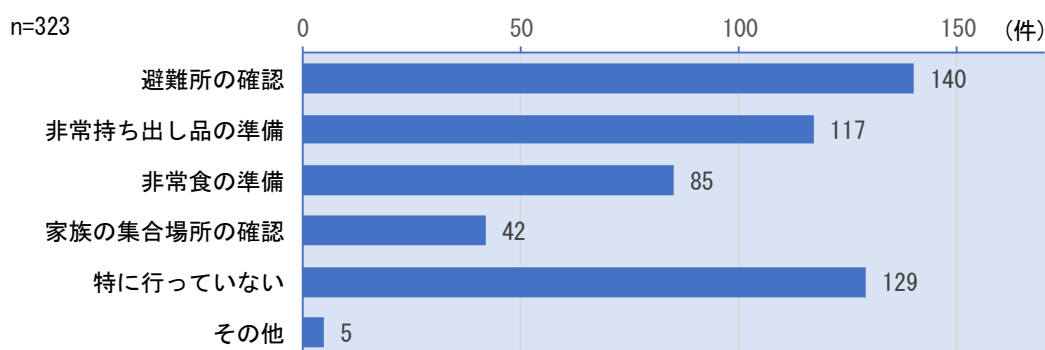
図表2-21 災害情報の入手先(複数回答)



図表2-22 岐阜市災害時多言語支援センターの認知度



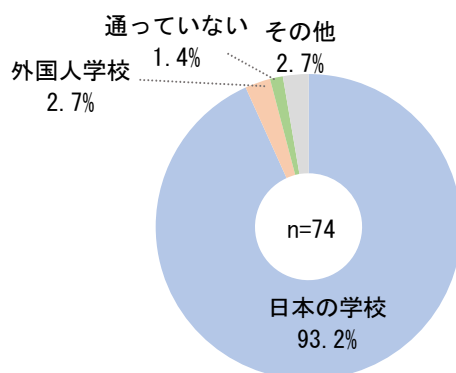
図表2-23 災害に備え、どのような準備をしているか(複数回答)



(12) 子どもが通っている学校

6歳以上18歳未満の第1子が通っている学校については、「日本の学校」が93.2%と圧倒的に高く、「外国人学校」及び「その他」がそれぞれ2.7%、「通っていない」が1.4%でした。なお、学校に「通っていない」と回答した1人は高校生に該当する年齢でした。

図表2-24 子どもが通っている学校



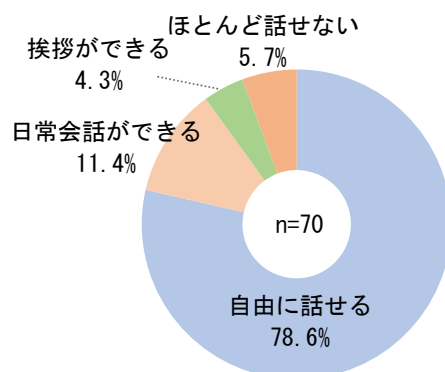
(13) 子どもの日本語能力

6歳以上18歳未満の第1子の日本語能力については、「自由に話せる」が78.6%を占め、「日常会話ができる」が11.4%、「挨拶ができる」が4.3%、「ほとんど話せない」が5.7%でした。

「自由に話せる」以外が20%以上あり、(12)でみたとおり、多くの子どもが「日本の学校」に通っていることから、日本の学校に在籍しながらも、日本語で十分なコミュニケーションをとれない子どもが一定数いると考えられます。

今後、日本語教育推進法に基づき、全ての外国人市民が日本語教育を受ける機会を確保していく必要があります。

図表2-25 子どもの日本語能力



(14) 子どものことでの不安

子どものことでの不安については、「進学」が最も多く、次いで「お金がかかること」、「母国の言語・文化を勉強できないこと」などとなっています。

図表 2-26 子どものことでの主な不安(複数回答)

内 容
進学
お金がかかること
母国の言語・文化を勉強できないこと
いじめ
日本語ができないこと
友達がいないこと

(15) 介護が必要な人の年齢

一緒に住んでいる家族の中に介護が必要な高齢者や障がいのある人がいると回答した人に、介護を必要としている人の年齢を聞いたところ、「60代」及び「80歳以上」が各6人と多くなっています（図表 2-27）。

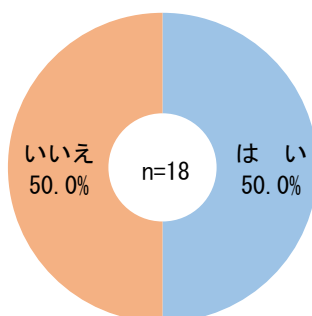
また、この18人について家族の介護を続けるために支援(助ける人など)を必要としているか聞いたところ、半数の9人が必要であると回答がありました（図表 2-28）。

今後、外国人市民の高齢化が進展することにより、介護・福祉サービス等の必要性が高まると考えられます。外国人市民が制度を理解し、サービスを利用しやすい環境を整える必要があります。

図表 2-27 介護が必要な人の年齢(複数回答)

年 齢	20歳未満	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上
人数(人)	2	1	2	—	1	6	—	6

図表 2-28 家族介護を続けるために支援が必要か（介護が必要な人一人ひとりに対して）

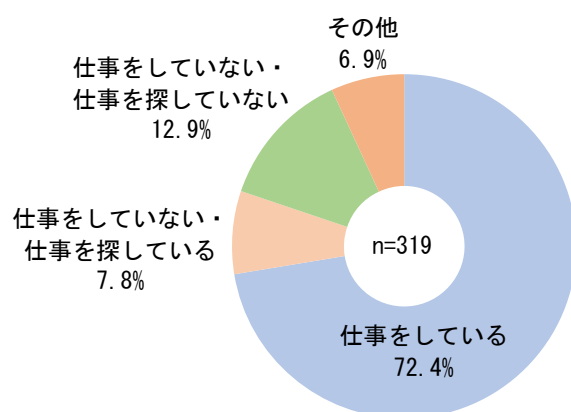


(16) 就労状況

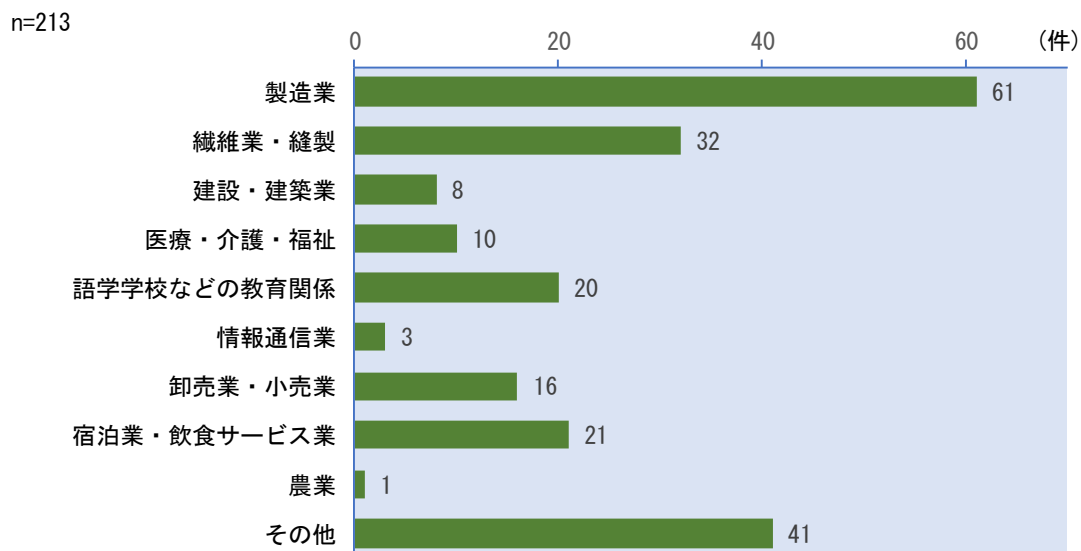
回答者の内、「仕事をしている」は72.4%、「仕事をしていない・仕事を探していない」が12.9%、「仕事をしていない・仕事を探している」は7.8%です(図表2-29)。

「仕事をしている」と回答した人に、従事している業種についてお聞きしたところ、「製造業」が61件と最も多く、次いで「繊維業・縫製」が32件、「宿泊業・飲食サービス業」が21件、「語学学校などの教育関係」が20件などとなっています(図表2-30)。

図表2-29 就労状況



図表2-30 従事する業種



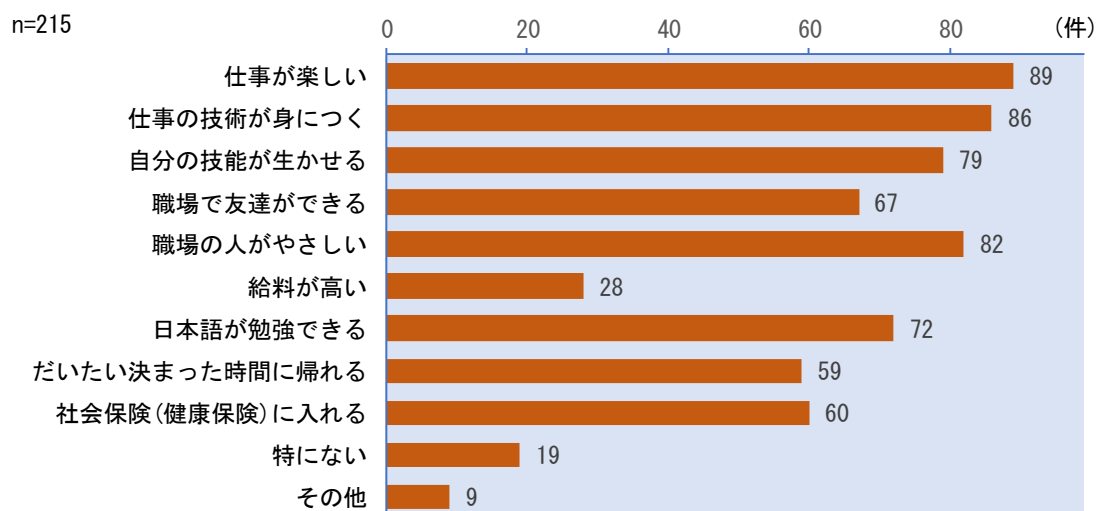
(17) 働いていて良かったこと・困ったこと

「仕事をしている」と回答した人に、働いていて＜良かったこと＞と＜困ったこと＞を聞いたところ、＜良かったこと＞としては、「仕事が楽しい」が89件と最も多く、次いで「仕事の技術が身につく」が86件、「職場の人が優しい」が82件、「自分の技能が生かせる」が79件などとなっています（図表2－31）。

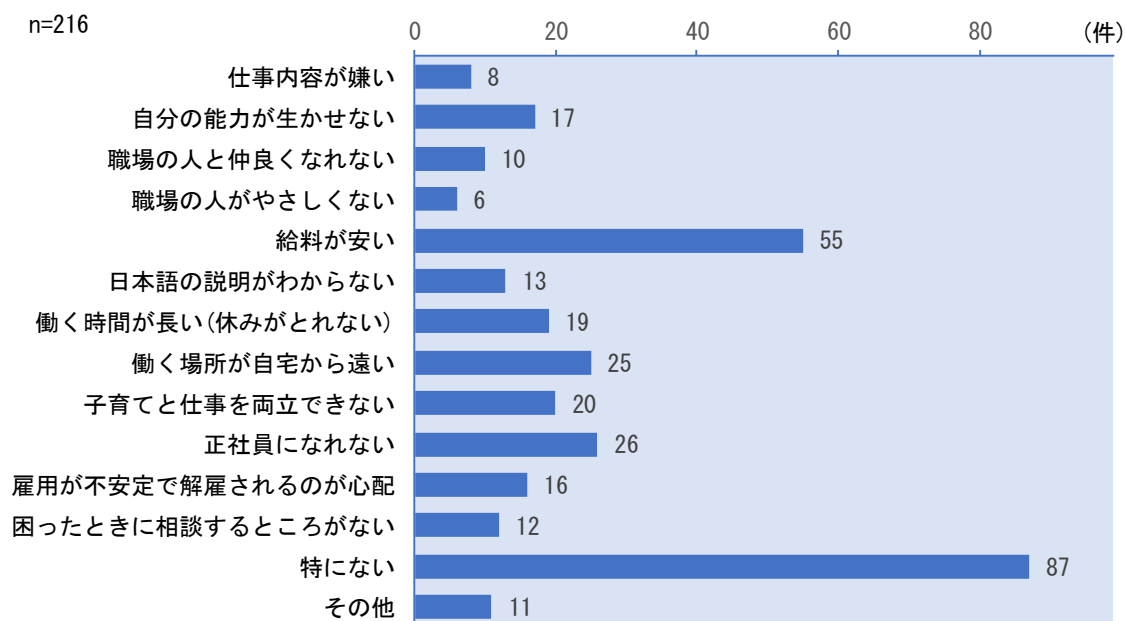
＜困ったこと＞としては、「給料が安い」が55件と圧倒的に多く、次いで「正社員になれない」が26件、「働く場所が自宅から遠い」が25件、「子育てと仕事を両立できない」が20件などとなっています（図表2－32）。

今後、在留資格「特定技能」の導入に伴い、外国人労働者の増加が予測されます。誰もが良好な環境のもと働けるよう、関係機関と連携し、支援する必要があります。

図表2－31 働いていて＜良かったこと＞（複数回答）



図表2－32 働いていて＜困ったこと＞（複数回答）



3 日本人市民の意識

岐阜市における日本人市民の多文化共生に関する意識を把握するために市政モニター調査を実施しました。

<調査方法・回収結果>

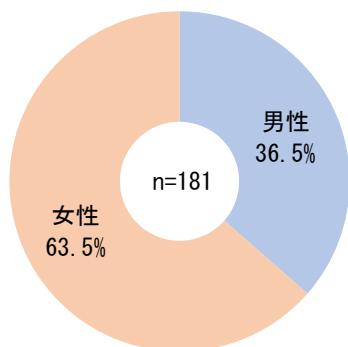
調査対象者	岐阜市に住んでいる20歳以上の日本人市民であって、あらかじめ市政モニターとして登録している人
調査票の配布・回収	Eメール
調査基準日	平成30(2018)年12月1日
調査期間	平成30(2018)年12月20日～平成31(2019)年1月9日
対象者数	200
回答数	181
回答率	90.5%

(1) 回答者の属性

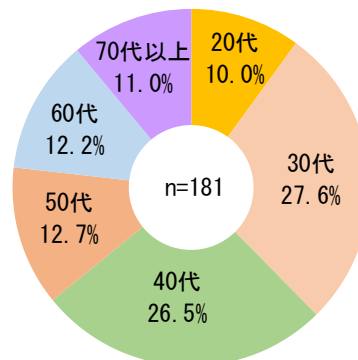
回答者の属性は次のとおりです。

図表2-33 回答者の属性

① 性別



② 年代

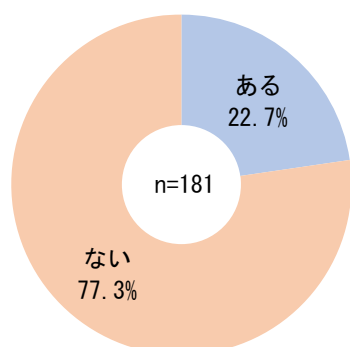


(2) 外国人市民との交流機会

外国人市民との交流機会の有無については「ある」が22.7%で（図表2－34）、その交流の内容については、「子どもの通う学校でのPTA活動などを通じて、一緒に活動している（していた）」が最も多く、次いで「一緒に働いている（働いていた）」となっています（図表2－35）。

学校や職場といった日常の場において交流が行われていることがわかります。

図表2－34 外国人市民との交流機会の有無



図表2－35 外国人市民との主な交流内容（複数回答）

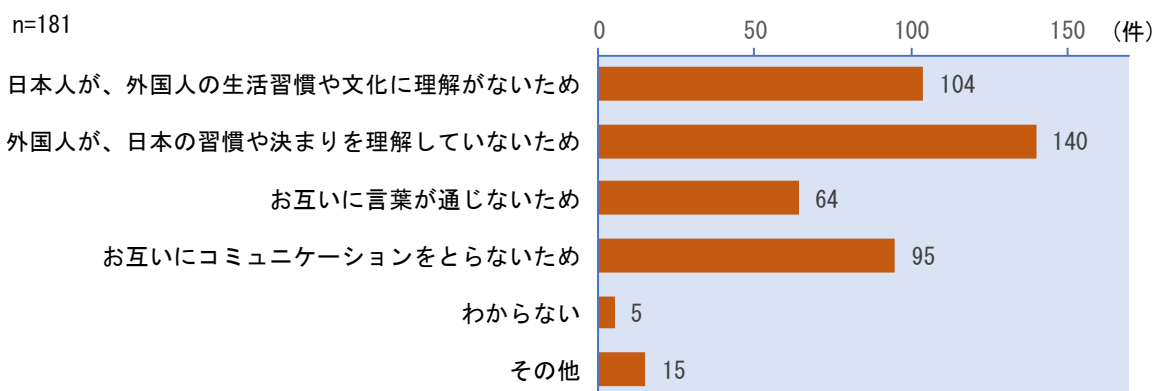
内 容
子どもの通う学校でのPTA活動などを通じて、一緒に活動している（していた）
一緒に働いている（働いていた）
友人として交流している
外国人とあいさつ程度の交流はある（あった）
その他のグループや地域活動（子ども会、自治会など）で一緒に活動している（していた）
学校で一緒に勉強している（していた）
自分または親せきが外国人と結婚して日本に住んでいる（住んでいた）
国際交流グループで一緒に活動している（していた）

(3) 日本人市民と外国人市民との間にトラブルが起きる原因

日本人市民と外国人市民との間にトラブルが起きる原因については、「外国人が、日本の習慣や決まりを理解していないため」は140件と最も多く、次いで「日本人が、外国人の生活習慣や文化に理解がないため」が104件、「お互いにコミュニケーションをとらないため」が95件となっています。

日常生活における日本人市民と外国人市民との間にトラブルをなくすためには、相互理解が必要であると多くの日本人市民が考えています。

図表 2-36 日本人市民と外国人市民との間にトラブルが起きる原因（複数回答）

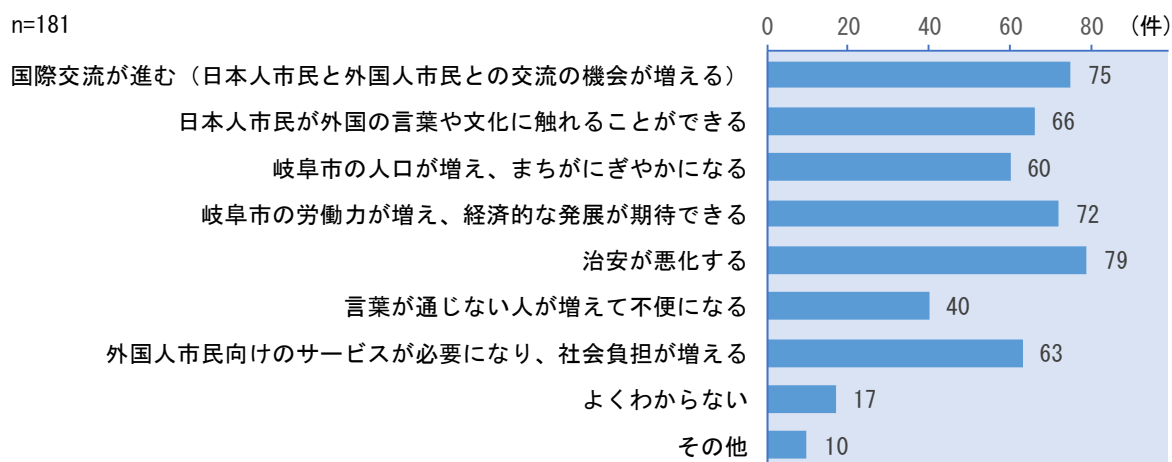


(4) 外国人市民が増えることについてどう思うか

岐阜市に新しく外国人が移り住み、外国人市民が増えることについてどう思うかを聞いたところ、「治安が悪化する」は79件と最も多く、次いで「国際交流が進む（日本人市民と外国人市民との交流の機会が増える）」が75件、「岐阜市の労働力が増え、経済的な発展が期待できる」が72件などとなっています。

プラスとマイナスの両面がありますが、相互理解が進むことにより、まちの活性化に寄与することへの期待がうかがえます。

図表 2-37 外国人市民が増えることについてどう思うか（複数回答）

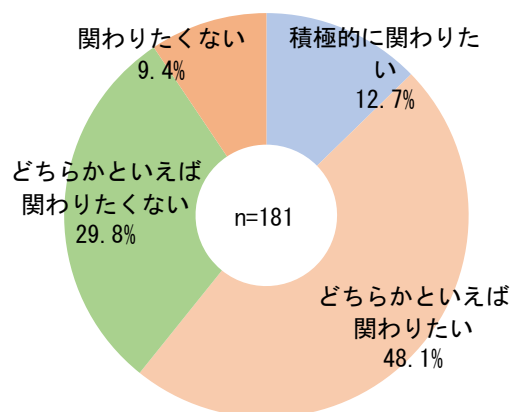


(5) 外国人市民との関わり方

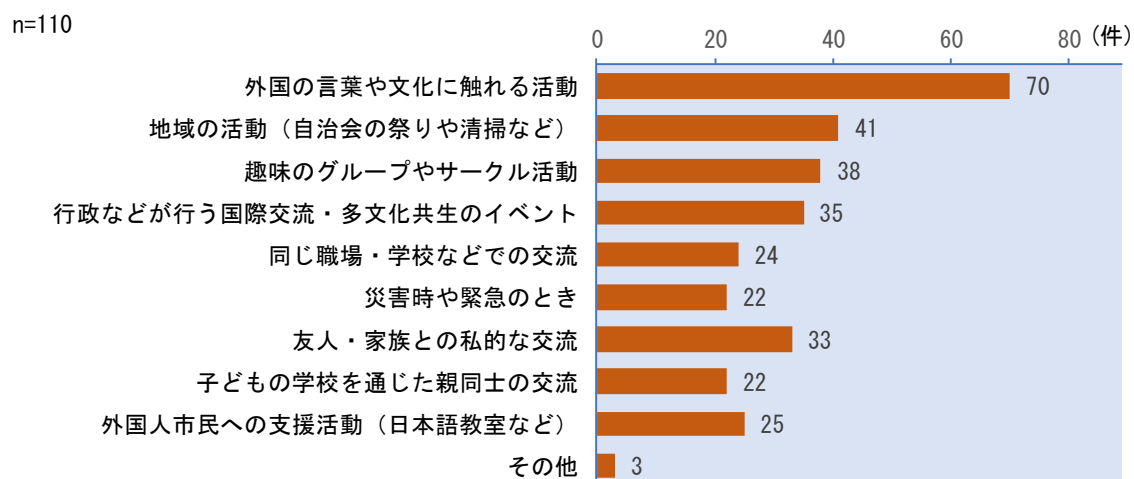
今後、外国人市民とどの程度関わりたいかについては、「どちらかといえば関わりたい」が48.1%と最も高く、次いで「どちらかといえば関わりたくない」が29.8%、「積極的に関わりたい」が12.7%となっており、「積極的に関わりたい」と「どちらかといえば関わりたい」の合計＜関わりたい＞は60.8%に上ります（図表2-38）。

＜関わりたい＞と回答した人に、どのように関わりたいかをお聞きしたところ、「外国の言葉や文化に触れる活動」が70件と圧倒的に多くなっています（図表2-39）。

図表2-38 外国人市民とどの程度関わりたいか



図表2-39 外国人市民とどのように関わりたいか（複数回答）

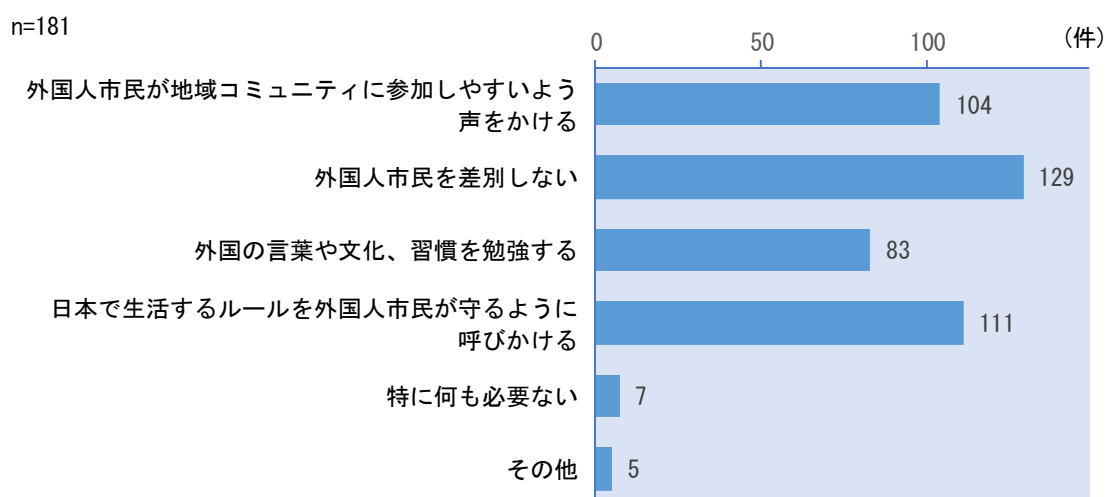


(6) 多文化共生社会を促進するために日本人市民ができること

多文化共生社会を促進するために日本人市民ができることについては、「外国人市民を差別しない」が129件と最も多く、次いで「日本で生活するルールを外国人市民が守るように呼びかける」が111件、「外国人市民が地域コミュニティに参加しやすいよう声をかける」が104件などとなっています。

多くの日本人市民が、多文化共生社会を促進するには、外国人市民とのコミュニケーション・交流が必要であると感じています。今後は、地域を中心に日本人市民と外国人市民が隔たりなくふれあう場を、様々な場面で意識的に創り出していくことが重要であると考えます。

図表2-40 多文化共生社会を促進するために日本人市民ができること（複数回答）



4 課題のまとめ

(1) 「岐阜市に在住する外国人の現状」から

- 外国人住民は、数、比率ともに増加傾向にあるほか、外国人労働者の受け入れ拡大に伴い、帯同する子どもなど家族も含め、今後さらなる増加が見込まれる。
- 外国人住民も高齢化が進んでおり（特に特別永住者が多い韓国・朝鮮国籍）、今後もこの傾向は続くと予測される。



■ 子どもから高齢者まで生活者としての外国人市民が安全・安心に暮らせる生活環境の整備と制度の周知が必要である。

- 地区により外国人比率や国籍が異なっている。



■ 地域の特性を生かした取組みを進めるために、大学・日本語学校、企業と連携し、地域における多文化共生意識の醸成が必要である。

- 近年、岐阜市における外国人住民の国籍別割合は、大きく変化してきている。



■ 必要に応じて多言語化や生活相談に応じる言語を見直していくことや「やさしい日本語」の普及が必要である。

- 岐阜市には「技能実習」、「留学」を在留資格とする外国人住民が多い。



■ 技能実習生、留学生が多く生活する岐阜市の特性を踏まえ、雇用主や大学・日本語学校と連携し、これらの在留資格を持つ外国人市民を取り込む多文化共生推進の取組を行っていく必要がある。

(2) 「外国人市民の意識」から

- 外国人市民は、国籍により本市に住んでいる理由が異なる傾向にあり、今後、本市に居住する予定期間等も異なっている。
- 滞在年数により悩みや不安の内容は異なっている。



■外国人ということで一括りにすることなく、支援や情報提供の内容・方法を検討する必要がある。

- 最大の悩みや不安は健康問題であり、老後の生活がそれに続く。なお、滞在年数が10年以上と長期滞在する外国人市民にこの傾向が特に大きい。
- 介護を要する人も少なからずおり、何らかの支援を必要としている人がいる。



■日本人市民と同様に医療・保健・福祉サービスを享受できるよう、情報発信とサービス提供体制の充実を図る必要がある。

- 日本語能力について、〈話すこと、聞くこと〉に比べ、〈読むこと、書くこと〉に不自由を感じる場面が多い。



■日本人市民と外国人市民がコミュニケーションを図る上で、外国人市民の日本語能力は非常に重要であり、外国人市民の日本語学習環境を更に充実させる必要がある。

- 生活上の相談相手としては、公的な機関やインターネットより、日本人または日本人以外の知り合いの割合が高くなっている。また、行政情報の入手についても広報紙やホームページ、外国人生活ハンドブックよりも、人を介した入手の割合が高くなっている。



- 相談体制や情報提供については、外国人市民を取り巻く様々な人や、そのネットワークを介して情報を伝達する仕組みを構築するとともに、情報収集をより容易にしていくため、インターネットやSNSを積極的に活用する必要がある。
- 来日して間もない外国人市民に、母国と異なる日本のルールを学習する機会を提供する必要がある。

- 日本語能力にかかわらず、近所の日本人とのコミュニケーションを求めている。
- 多くの外国人市民が、日本語や日本文化・社会について深く知りたいという意識を持っている。
- 多文化共生の拠点である「ぎふメディアコスモス」の認知度はまだまだ低い。



- 外国人市民と日本人市民の交流機会の充実が必要である。また、多文化共生の拠点である「ぎふメディアコスモス」で交流機会を充実させるとともに、地域においても交流機会を創出していく必要がある。

- 災害時に多言語で災害情報を発信する「岐阜市災害時多言語支援センター」の認知度は低い。
- 災害に対する備えについて、「特に行っていない」外国人市民が40%を占める。



- 外国人市民に災害に関する正確な情報が迅速に伝わるよう、有効な情報伝達システムの周知に努めるとともに、地域団体や関係機関、外国人コミュニティと連携して、災害時の支援体制の充実に努める必要がある。

- 多くの外国人市民の子どもが日本の学校に通う中、十分なコミュニケーションを図れない子どももいる。



■日本語教育推進法の成立に基づき、子どもをはじめ日本語能力が十分でない外国人市民の日本語学習環境を更に充実させる必要がある。

- 働くことについて、賃金に対する不満などを抱えながらも、仕事自体が楽しく、仕事の技術が身につくことに喜びを感じている人が多い。



■関係機関と連携し、就業を希望する外国人市民への情報伝達や、日本人市民と同様の就業環境の確保に取り組む必要がある。

(3) 「日本人市民の意識」から

- 日本人市民と外国人市民のトラブルが起きる原因は、相互の理解不足とコミュニケーション不足であると考えている人が多い。
- 外国人市民が増えることによって、治安が悪化すると考えている人が多い反面、国際交流の進展や労働力の増加による経済発展への期待を上げている人も多い。
- 今後、外国人市民に関わりたいと考えている人が60%以上いる。
- 多文化共生を推進するために日本人市民ができることは、差別をしないことであり、日本の生活ルールを知ってもらい、地域に参加しやすいよう声をかけることであると考えている人が多い。



■日本人市民と外国人市民は、お互いをもっと知る必要があり、地域を中心にふれあう場や意見を交わし合う場を、積極的に創出していく必要がある。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

誰もが互いに多様性を理解し合い、
ともに新たな魅力を創造するまちをめざして

岐阜市では平成27(2015)年3月に、「誰もが互いに多様性を理解し合い、ともに新たな魅力を創造するまちをめざして」を基本理念とした「岐阜市多文化共生推進基本計画-たぶんかマスタープラン2015～2019-」を策定し、多文化共生社会の実現に向けた取り組みを展開しているところです。平成27(2015)年7月に開館したみんなの森 ぎふメディアコスモス内に国際交流・多文化共生の拠点として「多文化交流プラザ」を設け、(公財)岐阜市国際交流協会と連携し、外国人生活相談窓口の開設や多様な文化を学び体験できる機会の創出に取り組み、場所づくりを進めてきました。また、大規模災害発生時に岐阜市災害時多言語支援センターを設置する体制を構築し災害発生への備えとしています。

後継計画となる本計画は、現行計画の基本理念を継承し、外国人も日本人も誰もが互いに多様性を理解し合い、ともに新たな魅力を創造するまちをめざします。平成31(2019)年4月の改正入管法の施行により、本市においても今後さらに外国人市民の増加が予測されます。これまで以上に日本人市民、外国人市民双方にとって安全・安心な生活環境の整備が必要となってきます。外国人市民はともに地域のまちづくりを担う一員であるという共通認識のもと、彼らの生活に必要なきめ細かな支援を行うとともに、地域において自治会をはじめとするコミュニティ、学校、企業などが連携し、多文化共生社会を築いていくための意識啓発を図る取り組みを進めていきます。

また本市には、技能実習生や留学生が多く暮らしています。外国人を雇用する企業や、留学生が通う大学・日本語学校などと連携し、地域の特性を生かした多文化共生施策を展開していきます。さらに、本市に暮らす外国人市民は国籍により在留資格に特徴がみられることなどから、外国人コミュニティと連携した支援や交流等を行なっていきます。

本計画では、これまで本市が行ってきた多文化共生施策をさらに拡充するため、重点目標に〈つたえる〉〈つなげる〉〈つくる〉を掲げ、外国人市民が必要な情報を得られるまちづくり、外国人市民の生活を支える安全・安心のネットワークがあるまちづくり、多様性を生かした活気に満ちたまちづくりをオール岐阜の体制で目指していきます。

2 重点目標と計画の方向性

<つたえる>

重点目標 1：外国人市民が必要な情報を得られるまちづくり

計画の方向性▶わかりやすい情報伝達とコミュニケーション支援の充実

情報を多言語で伝えるとともに、的確に届けられる仕組みの確保に努め、外国人市民が必要な情報を得られるまちづくりを目指します。また、コミュニケーションに必要な日本語や生活ルールを身につけられるよう支援を行います。

<つなげる>

重点目標 2：外国人市民の生活を支える安全・安心のネットワークがあるまちづくり

計画の方向性▶安心して暮らすことができる生活支援の充実

関係機関がネットワークを形成し、子どもの教育、医療・保健・福祉、就労等、生活に関わる様々な場面や、自然災害等の非常時において、今まで以上にきめ細かな支援を行い、外国人市民が安心して暮らすことができるまちづくりを目指します。

<つくる>

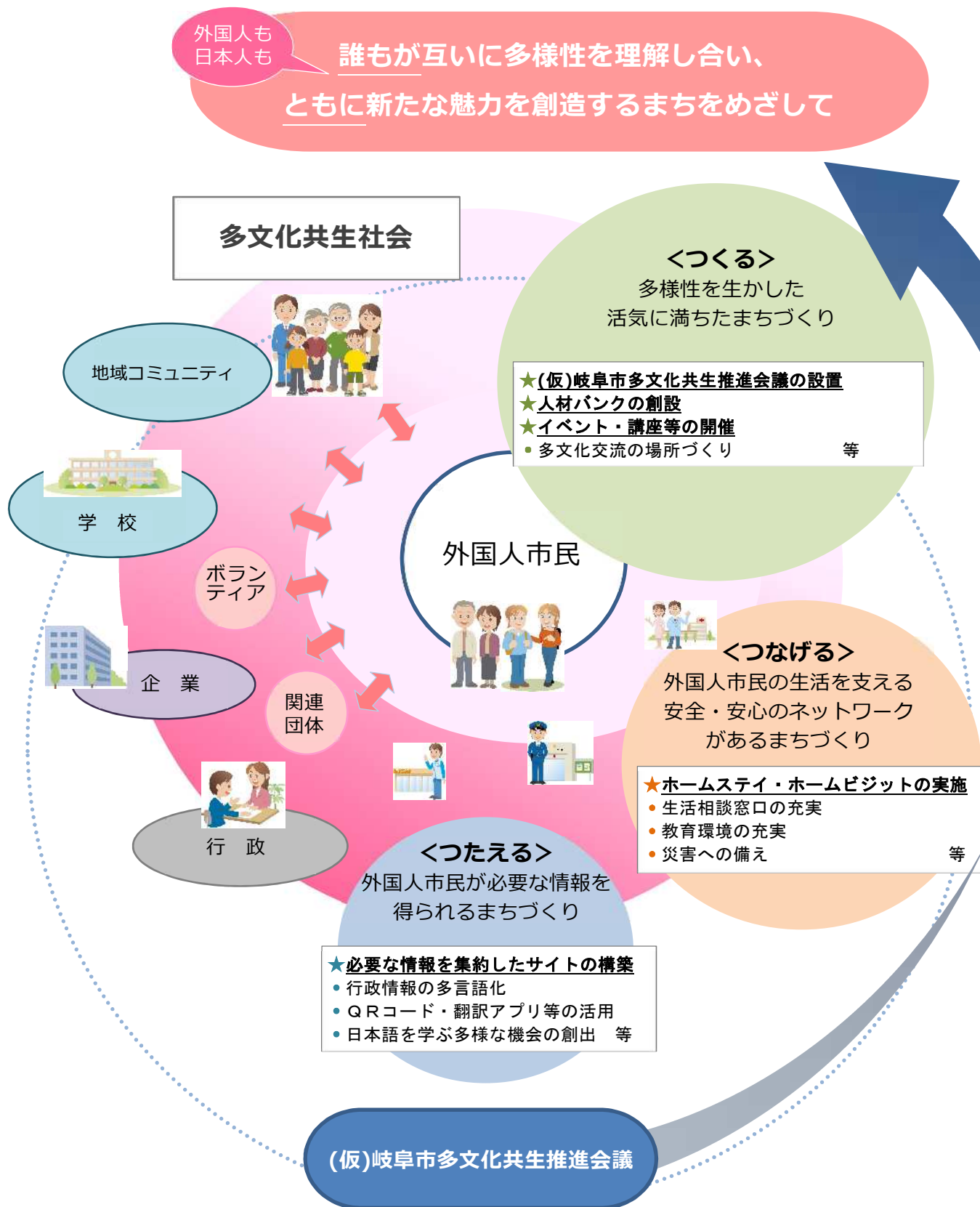
重点目標 3：多様性を生かした活気に満ちたまちづくり

計画の方向性▶日本人市民と外国人市民の交流・学び・創造の場の充実

日本人市民と外国人市民が、交流・学び・創造する場の拡充を図り、多文化共生を推進する人材や組織の育成、地域における多文化共生への理解促進を図っていきます。

また、外国人市民の意見を反映した多様性を生かしたまちづくりを目指します。

3 計画に基づく多文化共生社会推進のイメージ図



4 計画の構成

基本理念	重点目標	計画の方向性・施策の体系
誰もが互いに多様性を理解し合い、ともに新たな魅力を創造するまちをめざして	<つたえる> 外国人市民が必要な情報を得られるまちづくり	1 わかりやすい情報伝達とコミュニケーション支援の充実 1-1 多言語化の推進 1-2 多様なツールによる情報提供 1-3 外国人市民に対する効果的な情報伝達方法の確保 1-4 日本語学習環境の充実 1-5 日本社会に関する学習支援
	<つなげる> 外国人市民の生活を支える安全・安心のネットワークがあるまちづくり	2 安心して暮らすことができる生活支援の充実 2-1 生活相談窓口の充実 2-2 子どもの教育の充実 2-3 医療・保健・福祉等に対する支援 2-4 日常生活に対する支援 2-5 就労に対する支援 2-6 留学生等への支援 2-7 災害等非常時における安心の確保
	<つくる> 多様性を生かした活気に満ちたまちづくり	3 日本人市民と外国人市民の交流・学び・創造の場の充実 3-1 多文化交流プラザの機能の充実 3-2 多文化共生を推進する人材・組織の育成 3-3 地域における多文化共生の意識啓発と外国人市民の参画 3-4 多文化共生の理解促進 3-5 外国人市民の意見の反映

主な取組（★は重点事業）

- ①行政情報の多言語化
- ②案内看板の多言語化

★①外国人市民が必要とする情報を集約したサイトの構築

- ②QRコード等の活用
- ③SNSによる多言語での情報発信
- ④翻訳アプリの活用

- ①地域コミュニティや学校、企業等との連携
- ②「やさしい日本語」の普及

- ①日本語を学ぶ多様な機会の創出

- ①生活に関する情報の総合的な学習機会の創出

- ①相談員のスキルアップ等による生活相談窓口の充実

- ①教育環境の充実に関する取組
- ②日本語を学ぶ多様な機会の創出（ボランティアと連携した学習支援）

- ①外国人市民への制度周知
- ②多言語対応が可能な医療機関の情報提供

- ①住宅等日常生活に必要な機能の確保
- ②日常生活に必要な情報の提供
- ③消費者トラブルに対する支援
- ④公共施設の利用促進

- ①ハローワーク等と連携した就労支援

★①大学等との連携によるホームステイ・ホームビジットの実施

- ①災害への備え（啓発、研修・訓練の実施、災害時ボランティアの確保）
- ②岐阜県が発信する多言語災害情報の活用

- ①多文化交流の場所づくり

- ①多文化共生ボランティアの養成

★②多文化共生推進リーダー人材バンクの創設

★①「多文化共生の意識啓発」をテーマとしたイベント・講座等の開催

- ②企業や地域を巻き込んだ取組

- ①国際対応能力を高めることを目的とした外国人との交流機会の創出
- ②多文化共生及び相互理解を促進する取組

★①（仮）岐阜市多文化共生推進会議の設置

- ②審議会等への外国人市民の参画促進

第4章 施策の展開

▶重点目標 <つたえる>

外国人市民が必要な情報を得られるまちづくり

1 わかりやすい情報伝達とコミュニケーション支援の充実

1-1 多言語化の推進

日本語能力が十分とはいえない外国人市民、インバウンド等で岐阜市へ観光に訪れる外国人に対して必要な情報を届けるためには、行政や生活に関わる様々な情報の多言語化が有効です。本市では、岐阜市多言語案内表示ガイドラインを策定し、多言語化を推進してきましたが、その取組みを継続するとともに、「やさしい日本語」の活用にも努めます。

<主な取組>

① 行政情報の多言語化		推進区分	継続
		所管部署	関係各課
現 状	本市では、「広報ぎふ」をはじめ市が発信する情報や申請のための書類などの多言語化は徐々に進んできていますが、十分であるとは言い難く、また、対応する言語が限られているなど、さらなる充実が求められています。		
これまでの取組	○通知文書・申請書等の多言語化の推進（関係各課） ○コミュニティバス情報の多言語化（交通総合政策課） ○分かりやすい文書の書き方に関する職員向け研修の実施（行政課） ○「やさしい日本語」の職員向け研修等（職員育成課、国際課） ○外国人生活ガイドブックの内容の更新及び配布（国際課(委託)） ○重要文化的景観構成要素の多言語パンフレットの作成（社会教育課）		
これからの展開	市が発信する情報のさらなる多言語化を推進します。		

② 案内看板の多言語化		推進区分	継続
		所管部署	関係各課
現 状	増加する外国人市民や外国人旅行者に対応するよう、公共施設・交通機関、まちなかの案内表示などのさらなる充実が求められています。		
これまでの取組	○バスロケーションシステムの多言語化（交通総合政策課） ○まちなかトイレサイン事業（まちづくり推進政策課） ○岐阜公園案内標識多言語化等事業、ウォーキングコース整備（路面表示多言語）（歴史まちづくり課） ○岐阜城跡整備事業（社会教育課）		
これからの展開	岐阜市多言語案内表示ガイドラインに基づき、まちなかの案内表示・看板などのさらなる多言語化を推進します。		

1-2 多様なツールによる情報提供

日本語能力が十分とはいえない外国人市民、日本語能力はあるが生活支援に関する日本の制度等に通じていない外国人市民に対して必要な情報を届けるため、情報を集約したサイトを構築するとともに、即効性や拡散力に優れたSNSを積極的に活用していきます。また、翻訳アプリ等を活用し、窓口における多言語対応の充実を図ります。

<主な取組>

★重点事業		推進区分	新規
① 外国人市民が必要とする情報を集約したサイトの構築		所管部署	国際課
現 状	本市では、多くの利用者が容易に市のホームページを利用できるよう、ウェブコンテンツのアクセシビリティに配慮して情報発信を行っています。		
これまでの取組	○ネット動画配信事業（広報広聴課） ○市ホームページの自動翻訳サービス（情報政策課）		
これからの展開	本市の公式ホームページ上に外国人市民が生活する上で必要とする情報を集約したサイトを構築します。		

② QRコード等の活用		推進区分	新規
		所管部署	関係各課
現 状	QRコードが普及しており、まちなかやメディアなどで様々な活用がされています。外国人市民や外国人旅行者に、多言語化された情報を的確に提供するために、その利用価値がさらに高まりつつあります。		
これまでの取組	－		
これからの展開	外国人市民が必要とする情報を集約したサイトの情報を簡易に収集できるよう、QRコード等を活用します。		

③ SNSによる多言語での情報発信		推進区分	継続
		所管部署	関係各課
現 状	現在、外国人市民が必要とする情報が迅速かつ的確に広まるようツイッター、フェイスブック等を活用した情報発信を行っています。		
これまでの取組	○ツイッター、フェイスブックによる情報発信（岐阜市国際交流協会）		
これからの展開	災害情報の発信、イベントや新たな在留制度の告知等、特に迅速かつ的確に届けたい情報の発信には、SNSを活用します。即効性や拡散力に優れたSNSを情報発信に用いることで、外国人コミュニティ内に広く情報が行きわたることが期待されます。		

④ 翻訳アプリの活用		推進区分	継続
		所管部署	関係各課
現	状	翻訳アプリの精度が高くなっており、自治体の用語に対応した物の開発も進んでいます。こうした背景のもと、増加する外国人市民に対応するよう、市役所の窓口で翻訳アプリを活用し、多言語対応を図っています。	
これまでの取組		○転入手続や加入手続きに訪れた外国人市民への窓口における活用（市民課、国保年金課）	
これからの展開		翻訳アプリをはじめ効果的なＩＣＴの活用により、窓口における多言語対応の充実を図ります。	



1-3 外国人市民に対する効果的な情報伝達方法の確保

行政や企業が発信する情報に比べ、地域コミュニティ主催の行事やイベントの情報は、外国人市民に届きにくいと考えられます。まちづくり協議会等の地域コミュニティ、学校、企業等を通じて、地域に密着した情報を、より多くの外国人市民に届ける体制の構築に努めます。

<主な取組>

① 地域コミュニティや学校、企業等との連携		推進区分	拡充
		所管部署	国際課、関係各課
現 状	地域コミュニティは、情報発信においてインターネットなどを活用することが少ないため、主催する行事などの情報が外国人市民に届きにくい現状があります。		
これまでの取組	○情報伝達ルートの開拓（国際課）		
これからの展開	外国人市民が、より生活に密着した地域の情報を入手することができるとともに、地域活性化の担い手として、様々な地域活動へ参画できるよう、まちづくり協議会等の地域コミュニティや学校、企業等の連携のもと、人を介した情報伝達の仕組みづくりを、外国人が集住する地域を中心に配置する地域多文化共生推進員とともに進めます。 ■子どもを介した伝達（学校へ多言語チラシを配布） ■地域を介した伝達（地域の店に多言語チラシを設置） ■企業を介した伝達（雇用主に多言語チラシを配布）		

② 「やさしい日本語」の普及		推進区分	継続
		所管部署	国際課
現 状	市が発信する情報等の多言語化を進めていますが、すべての外国語に対応するのは困難です。そのため情報提供や窓口対応において多言語化と並行して「やさしい日本語」の活用を推進しています。		
これまでの取組	○「やさしい日本語」講座（国際課（委託）） ○「やさしい日本語」出前講座、「やさしい日本語」ワークブックの活用（国際課）		
これからの展開	「やさしい日本語ワークブック」の内容更新等により、日本語能力が十分でない外国人市民にも理解しやすいとされる「やさしい日本語」の普及をさらに推進します。		

1-4 日本語学習環境の充実

外国人市民に正確に情報を伝える上で、また、日本人市民と外国人市民がコミュニケーションを図る上で、外国人市民の日本語能力は非常に重要です。一方で、岐阜市には、日本語能力が十分でない外国人市民も多く暮らしています。こうした現状や、入管法の改正により、今後、外国人労働者の増加が予測されることを踏まえ、既に外国人市民を対象として実施している日本語講座を拡充するとともに、様々な理由から本国で義務教育を修了せずに日本で生活を始めることになった外国籍の人などが、日本語会話や読み書きを習得する場ともなっている夜間中学について、県内の関係機関と協議を行います。

また、「日本語の教え方講座」を通じて、外国人市民に日本語を教えるボランティア等の育成を図り、地域や企業における日本語学習環境の充実を支援します。

<主な取組>

① 日本語を学ぶ多様な機会の創出		推進区分	拡充
		所管部署	国際課
現 状	多文化共生社会実現のためには、日本人市民と外国人市民の日常的なコミュニケーションが必須です。しかし、日本語能力が十分でない外国人市民は少なくなく、それぞれが必要とする日本語の学習レベルも様々です。 また、日本語の教え方講座を実施し、外国人に日本語を教える人材を育成しています。		
これまでの取組	○外国人のための日本語講座（岐阜市国際交流協会） ○日本語の教え方講座（国際課（委託））		
これからの展開	（公財）岐阜市国際交流協会との連携のもと、外国人のための日本語講座の充実に努めるとともに、その周知を図ります。 併せて、日本語の教え方講座等を通じて人材を育成するとともに、日本語ボランティア教室との連携等により、地域や企業における日本語学習環境を整えます。		

1-5 日本社会に関する学習支援

来日して間もない外国人市民は、交通法規や生活上のマナーなど母国と異なる日本のルールを知らないため、近隣の日本人市民とトラブルになることがあります。こうした外国人市民が日本社会のルールを学べる機会を、企業・警察等の関係機関と連携して設けます。

<主な取組>

① 生活に関する情報の総合的な学習機会の創出		推進区分	拡充
		所管部署	国際課、関係各課
現 状	外国人市民の中には、母国と日本の文化や慣習等の違いに戸惑いながら生活している人もいます。日常的な生活のマナーやルールを習得する場が求められています。		
これまでの取組	○交通ルールの説明（防犯・交通安全課） ○外国人のための安全・安心講座（消防総務課、男女共生・生きがい推進課） ○生活ルール等の学習機会創出（国際課(委託)）		
これからの展開	外国人市民が安心して暮らすことができ、地域に溶け込むことができるよう、企業や警察など関係機関との連携のもと、交通法規など法的な規則も含め日本社会のルールを学べる機会を拡充します。 また、その後の生活に必要となる外国人市民が必要とする情報を集約したサイトや、外国人市民向け相談窓口についての情報提供を行います。		

▶ 重点目標 <つなげる>

外国人市民の生活を支える安全・安心のネットワークがあるまちづくり

2 安心して暮らすことができる生活支援の充実

2-1 生活相談窓口の充実

外国人市民が抱える子どもの教育、医療・保健・福祉、就労等、生活に関わる様々な問題に対する相談に応じる生活相談窓口について、できるだけ外国人市民の母語で相談が行える体制を整えるとともに、関係機関との連携や相談内容の分析・情報共有等により生活相談窓口の充実を図ります。

<主な取組>

① 相談員のスキルアップ等による生活相談窓口の充実		推進区分	拡充
		所管部署	国際課
現 状	様々な支援は、まず相談からはじまります。困りごと等を抱えた外国人が気軽に利用できる相談窓口が必要とされます。こうした背景のもと、多文化共生プラザに外国人市民向け相談窓口が設置されています。 一方で、外国人市民からの緊急を要する相談や、相談窓口まで来ることが困難な人への対応が求められています。		
これまでの取組	○外国人市民向け相談窓口(英語、中国語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語)の開設(国際課(委託)) ○通訳担当職員の派遣(国際課)		
これからの展開	外国人市民からの相談内容に応じ、的確な関係機関との連携を図り、抱えている困りごと等を迅速に解決できるよう、相談員のスキルアップを図ります。 また、様々な行政窓口において、外国人市民等がスムーズに手続きができ、問題解決が図れるよう、通訳担当職員の資質向上を図るとともに、スカイプやトリオフォン(相談者と通訳相談員と行政相談員の三者が同時に通話できる電話)を活用した相談事業の実施についても検討します。		

2-2 子どもの教育の充実

外国人児童生徒等が将来において生活の基盤を築いていくために、教育は非常に重要です。本市では、そうした児童生徒等に対し母語でのケアを行うとともに、教育内容の理解や今後の日本での生活を見据えた日本語教育の充実を図ります。また、就学前の外国人児童生徒等を対象としたプレスクールの機能充実・利用促進に努めます。

<主な取組>

① 教育環境の充実に関する取組		推進区分	拡充
		所管部署	学校指導課等
現 状	日本語指導を必要とする外国人児童生徒等への対応として、母語を使用することのできる対応指導員を巡回派遣するなど学校生活への適応指導と日本語についての支援を行っています。また、必要書類等の多言語化なども行い、外国人児童生徒等の教育を受ける環境を整えています。		
これまでの取組	○対象年齢の子を持つ外国人市民への「幼児教育・保育の無償化」制度の周知（子ども政策課） ○幼児支援教室の多言語案内の活用（子ども・若者総合支援センター） ○発達障がいに関する多言語チラシの活用（子ども・若者総合支援センター、子ども保育課） ○外国籍児童生徒等対応指導員(中国語、タガログ語、ポルトガル語、スペイン語)による学習補助、日本語初期指導教室（学校指導課） ○就学案内の多言語化、就学援助の申請に関する多言語資料の活用（学校指導課） ○保健書類の多言語化、健康診断に関する多言語資料の活用、災害共済給付制度に関する資料の多言語化（学校保健課） ○放課後児童クラブについての案内の多言語化（青少年教育課）		
これからの展開	今後も外国人児童生徒等が、学校生活に適応できるように、適応指導員の拡充による学習支援の充実を図るほか、多言語による情報提供をすすめます。 また、令和元（2019）年6月に成立した、「日本語教育の推進に関する法律」に盛り込まれた施策に関する国の方針に注視しながら、外国人児童生徒等に対する日本語指導や教科指導を専門に担う教員や支援員の設置に努めます。		

② 日本語を学ぶ多様な機会の創出（ボランティアと連携した学習支援）		推進区分	継続
		所管部署	国際課
現 状	現在、シニア人材を活用した外国人児童生徒等の就学支援を行っていますが、入管法の改正による外国人労働者の受け入れ拡大により、今後さらに、日本語教育が必要な子どもが増える可能性があります。		
これまでの取組	○多世代“学び”交流事業（国際課(委託)）		
これからの展開	日本語の教え方講座等の受講者など多様な人材を活用し、交流を通じた外国人児童生徒等の学習支援を行います。		

2-3 医療・保健・福祉等に対する支援

一部の在留資格の人を除き、日本に住む人が国籍に関係なく加入できる公的医療保険や出産・子育てに関すること、20歳から60歳の全ての人が加入する公的年金、40歳以上が被保険者となる介護保険等、医療・保健・福祉等に関する各種制度の啓発に努めるとともに、申請用紙の多言語化や窓口への翻訳端末の導入等により、外国人市民が日本人市民と同様のサービスが受けられるよう努めます。

<主な取組>

① 外国人市民への制度周知		推進区分	拡充
		所管部署	関係各課
現 状	外国人市民にとっても、健康や医療・介護の問題は大きな不安要素です。本市では、各種社会保障制度の情報の多言語化を進めるなど、外国人市民が医療・保健・介護のサービスを受給しやすい環境を整えています。		
これまでの取組	○多言語による国民年金、国民健康保険制度の周知（国保・年金課） ○福祉医療費助成制度に関する翻訳資料の活用（福祉医療課） ○生活保護に関する多言語資料の活用（生活福祉一課・二課） ○児童手当・児童扶養手当に関する多言語案内資料の活用（子ども支援課） ○乳幼児にかかる相談・健康診査の帳票等の多言語対応、母子保健指導に関する多言語情報の提供、乳幼児健康診査の案内（多言語）の活用（健康増進課） ○予防接種予診票（多言語）の活用（地域保健課） ○多言語医療問診票の利用、院内で使用する様式の多言語化等（医事課） ○感染症予防対策・結核関連事務、外国人結核健診の実施（地域保健課）		
これからの展開	行政サービスの多くは申請しなければ利用できません。外国人市民が制度の内容を理解し、必要な医療・保健・介護のサービスを日本人市民と同様に受給できるよう、多言語による情報提供のさらなる充実を図ります。		

② 多言語対応が可能な医療機関の情報提供		推進区分	新規
		所管部署	国際課、保健医療課
現 状	外国人市民の意識調査結果によると、悩みや不安で最も多いのは「自分または家族の病気」です。		
これまでの取組	－		
これからの展開	岐阜県が配信する多言語対応可能な医療機関のリストを紹介し、外国人市民が自ら適切な医療機関を選択できるよう支援します。また、市内の医療機関に対して多言語対応の促進を図っていきます。		

2-4 日常生活に対する支援

本市で生活する、生活を考える外国人市民に対して、住居や水道等のインフラに関わる情報や税金の案内、公共施設の利用等、日常生活を送るうえで必要となる様々な支援を行います。

＜主な取組＞

① 住宅等日常生活に必要な機能の確保		推進区分	拡充
		所管部署	住宅課
現 状	生活を始める上で最初に必要となる住居について、外国人という理由で借りることができない物件がまだまだ多くあります。		
これまでの取組	－		
これからの展開	新たな住宅セーフティネット制度を活用し、住宅確保要配慮者である外国人市民が住居を確保しやすい環境づくりに努めます。		

② 日常生活に必要な情報の提供		推進区分	拡充
		所管部署	関係各課
現 状	日常生活に必要な様々な行政情報が外国人市民に確実に届けられているとは言い切れない状況です。		
これまでの取組	○「市営住宅の案内」リーフレット（多言語）の活用（住宅課） ○「所得税・住民税・軽自動車税」案内（多言語）の活用（税制課） ○非居住者である親族の扶養控除等適用に関する案内（多言語）の活用、「市・県民税」多言語パンフレットの活用（市民税課） ○住民異動届（多言語）の活用、転出証明書の交付請求書（多言語）の活用（市民課） ○「ごみの出し方」リーフレット等（多言語）の配布（環境事業課、低炭素・資源循環課） ○「ごみ出しのルール」多言語対応アプリの導入（環境事業課） ○上下水道休止票の英語併記（営業課）		
これからの展開	ごみ出しなどの生活上のルールをはじめとする様々な日常生活に関する情報について、関係機関等と連携して外国人市民への効率的な周知を図ります。		

③ 消費者トラブルに対する支援		推進区分	新規
		所管部署	消費生活課
現 状	外国人市民の増加や定住化が進む中、消費生活上のトラブルに巻き込まれるケースも出てきています。		
これまでの取組	－		
これからの展開	外国人が陥りやすい消費者トラブル防止のための啓発用パンフレットを作成・配布するなど外国人市民や外国人旅行者が消費者トラブルに巻き込まれないよう情報提供を行うとともに、外国人コミュニティや自治会等と連携して周知・啓発を図ります。		

④ 公共施設の利用促進		推進区分	拡充
		所管部署	関係各課
現 状	増加する外国人市民や外国人旅行者に対応するよう、本市では公共施設の案内表示や資料などの多言語化を進めるなど環境整備に取り組んでいます。		
これまでの取組	○図書館資料（多言語）の充実（図書館）		
これからの展開	公共施設において、案内表示の多言語化や使用申込時の多言語対応を推進し、外国人市民の利用を促進します。		



2-5 就労に対する支援

外国人市民が日本人市民と同様の労働環境を得られるよう、地元企業等に、その環境改善を働き掛けるとともに、ハローワーク等関係機関と連携し、就職を希望する外国人市民に情報を伝えられるよう取り組みます。

また、労働環境に関する様々な相談に応じ、就労後の定着を支援します。

<主な取組>

① ハローワーク等と連携した就労支援		推進区分	拡充
		所管部署	産業雇用課
現 状	外国人市民の増加や定住化が進む中、日本において就職を希望する外国人市民が増えています。また、深刻な人手不足を背景に外国人労働者に対する期待も高まっています。		
これまでの取組	○労働相談窓口の案内、商工会議所との連携による啓発（産業雇用課） ○就職セミナー等の情報提供、留学生の活躍機会の創出（国際課）		
これからの展開	外国人市民が希望する職業に就くことができ、労働環境に関して不安や悩みを抱いた場合も適切に相談を受けられ、快適な労働環境のもと就労が続けられるよう、ハローワーク等と連携し、情報提供をはじめ就労後の定着にかかる支援を行っていきます。		

2-6 留学生等への支援

市内の大学や日本語学校には多くの留学生が在籍しています。また、市内の企業等には技術や技能を実践的に学ぶ技能実習生もいます。母国を離れ日本で生活する彼らは、地域で暮らす日本人との関わりが少なく、日常的な悩みや困り事について相談する相手がいない場合が少なくありません。

こうした外国人が、日本人市民に気軽に相談でき、地域で安心して暮らせるよう、日本人とのつながりができる機会の創出に努めます。これは日本人市民にとっても多文化共生の意識向上につながります。

<主な取組>

★重点事業

① 大学等との連携によるホームステイ・ホームビジットの実施		推進区分	新規
		所管部署	国際課
現 状	日本語を学ぶ留学生の多くは、日本語はもとより文化や生活習慣について日本人との交流を通じて深く学びたいと考えています。		
これまでの取組	－		
これからの展開	市内の大学、日本語学校と連携し、留学生が本市の家庭に短期間宿泊したり、週末などに訪問したりすることで、日本人の家庭生活に直接触れ、日本文化の理解を深めることを目指したホームステイ・ホームビジットの実施を検討します。なお、留学生から自国の文化について紹介してもらうことで、日本人市民の多文化共生意識を高めることにつなげます。		



2-7 災害等非常時における安心の確保

本市は、岐阜市災害時多言語支援センターの設置について、（公財）岐阜市国際交流協会と協定を締結し、災害発生に備えています。今後は、本市において大規模な災害が発生した場合に同センターが確実に機能するために、岐阜県等との連携強化に取り組めます。

<主な取組>

① 災害への備え（啓発、研修・訓練の実施、災害時ボランティアの確保）		推進区分	拡充
		所管部署	国際課、関係各課
現 状	近年、各地で様々な自然災害が発生しており、いつ誰が被災者となってもおかしくない状況です。地域住民同士の関係が希薄になっている中、外国人市民も日本人市民も、災害に対する備えをしておく必要があります。		
これまでの取組	○避難場所表示看板設置更新事業、「避難者カード」（多言語）の活用（都市防災政策課） ○避難所設営訓練、他都市との防災協定、総合防災訓練での防災特別ラジオ番組（都市防災政策課、防災対策課） ○総合防災訓練での外国人被災者対応訓練（都市防災政策課、防災対策課、国際課） ○災害時の多言語FMラジオ放送（都市防災政策課、国際課） ○救急活動時における多言語対応（救急課） ○119番通報の多言語対応（指令課） ○災害への備え（災害時多言語支援センター設置準備事業、外国人市民向け防災啓発事業）（国際課(委託)） ○災害対策施設のピクトグラム表示板設置（公園整備課）		
これからの展開	各種防災訓練への外国人市民の参加を促進し、防災等に関する知識を学ぶ機会の充実を図ります。また、救急活動時や避難所における多言語対応の充実を図るとともに、岐阜県等と連携し、大規模災害発生時の災害ボランティア等の確保に努めます。		

② 岐阜県が発信する多言語災害情報の活用		推進区分	新規
		所管部署	都市防災政策課、国際課
現 状	岐阜県と（公財）岐阜県国際交流センターが連携し、平成31（2019）年4月から「災害情報の多言語自動発信システム」による、多言語での情報発信サービスの提供を開始しました。		
これまでの取組	－		
これからの展開	岐阜市災害時多言語支援センターにおいて、「災害情報の多言語自動発信システム」の活用が見込まれることから、同センター設置マニュアルを見直し、更なる機能の充実を図ります。		

▶ 重点目標 <つくる>

多様性を生かした活気に満ちたまちづくり

3 日本人市民と外国人市民の交流・学び・創造の場の充実

3-1 多文化交流プラザの機能の充実

国際交流・多文化共生の拠点として、みんなの森 ぎふメディアコスモス内に設置する「多文化交流プラザ」について、日本人市民と外国人市民が、交流・学び・創造する場として機能や事業の充実を図るとともに、留学生が在籍する大学や日本語学校、技能実習生を雇用する企業等と連携し、一層の利用促進を図ります。

<主な取組>

① 多文化交流の場所づくり		推進区分	拡充
		所管部署	国際課
現 状	みんなの森 ぎふメディアコスモスに、国際交流・多文化共生の拠点として「多文化交流プラザ」を設け、日常的に外国の文化を学び、気軽に外国人と交流できる多文化交流の場所づくりを行っています。しかし、イベント等各種取組みを実施しているにも関わらず、外国人市民の認知度は決して高くないのが現状です。		
これまでの取組	○多文化交流「場所づくり」事業、「多文化交流フェスタ in メディコス」の開催（国際課(委託)）		
これからの展開	多文化共生の推進に繋がるイベント等の実施に努めるとともに、多文化共生の拠点として、日本語ボランティア団体等多文化共生の推進に係る団体等の「多文化交流プラザ」の利用を促進する等により、より多くの外国人市民が訪れる場とすることで、日本人市民との交流の機会を設けます。 さらに、留学生が在籍する大学や日本語学校、技能実習生を雇用する企業等を通じて多文化交流プラザの情報を積極的に発信するとともに、グローバルな視点で今後の多文化共生を担う、こうした比較的若い世代の利用を促進します。		

3-2 多文化共生を推進する人材・組織の育成

日本語の教え方講座等を実施し、日本語ボランティアの育成に努めるとともに、外国人コミュニティに活躍の場を提供するなど、本市の多文化共生を推進する人材・組織を育成します。

<主な取組>

① 多文化共生ボランティアの養成		推進区分	拡充
		所管部署	国際課
現 状	外国人市民が増加傾向にある中、通訳・翻訳ボランティアの養成や、ボランティア企画による事業の実施、外国人コミュニティとの協働事業の実施により、多文化共生推進の担い手となる人材を育成していますが、ボランティアが活躍する機会・場が少ないのが現状です。		
これまでの取組	○ボランティア活躍事業（通訳・翻訳ボランティア養成講座、ボランティア企画による事業の実施等）（国際課(委託)） ○外国人コミュニティとの協働事業（国際課(委託)）		
これからの展開	日本人市民だけでなく、外国人市民も多文化共生ボランティアの対象として捉え、多文化共生ボランティア養成講座の実施や活躍の場の提供により、人材を育成します。		

★重点事業 ② 多文化共生推進リーダー人材バンクの創設		推進区分	新規
		所管部署	国際課
現 状	留学生をはじめ市内に居住する外国人は、学校、職場、地域などで活躍していますが、こうした姿は日本人市民にあまり知られていないのが現状です。		
これまでの取組	－		
これからの展開	市内で活躍する外国人市民や、多文化共生を推進する日本人市民を人材バンクに登録する制度を創設します。企業や学校、コミュニティなど、各機関の求めにより、人材を派遣し、多文化共生の推進に努めます。		



3-3 地域における多文化共生の意識啓発と外国人市民の参画

地域において人口減少や高齢化が進む中、まちの活性化には、今後増加が予測される外国人市民を取り込んでいく必要があります。そのため、外国人市民に自治会等の地域コミュニティや地域行事等への参加を促すとともに、受け入れる側の日本人市民に対して多文化共生社会への意識啓発を図ります。

<主な取組>

★重点事業		推進区分	新規
① 「多文化共生の意識啓発」をテーマとしたイベント・講座等の開催		所管部署	国際課
現 状	市政モニター調査結果によると、外国人市民が増えることで「治安が悪化する」などマイナスイメージを持っている日本人市民が少なくないことがわかりました。		
これまでの取組	－		
これからの展開	外国人市民を地域に受け入れる立場の日本人市民が、多文化共生の意義や必要性を理解し、多文化共生社会の実現に向けて主体的な行動・活動を行えるよう、「地域における多文化共生」をテーマとしたイベント等を開催します。		

② 企業や地域を巻き込んだ取組		推進区分	拡充
		所管部署	国際課、関係各課
現 状	本市では地域における日本人市民と外国人市民との交流や外国人市民の地域活動への参画促進を図るため地域多文化共生推進員を配置していますが、その効果は限定的です。		
これまでの取組	○「地域多文化共生推進員」の配置（国際課） ○外国人市民への自治会加入促進チラシの配布（市民活動交流センター）		
これからの展開	できるだけ多くの外国人市民が、地域行事や防災訓練等に参加して、普段から顔の見える関係を築くことができるよう、地域多文化共生推進員と協力し、外国人市民を雇用する企業や自治会、地域の店舗等を巻き込んで、外国人市民の地域活動への参画促進を図ります。		



3-4 多文化共生の理解促進

多文化共生を推進する人材や組織と連携し、また活躍の場を提供するなどして、外国人市民の母国文化や日本文化を紹介する交流イベントや講座を開催し、日本人市民と外国人市民の交流機会を創出します。併せて、パンフレット等による啓発や出前講座の実施により、多文化共生の理解促進を図ります。

<主な取組>

① 国際対応能力を高めることを目的とした外国人との交流機会の創出		推進区分	継続
		所管部署	関係各課
現 状	日本人市民が外国の文化等に直接触れる交流の機会は、様々な分野・レベルで行われています。		
これまでの取組	○交換留学生等への鶴飼招待事業（短大総務管理課） ○海外研修、海外交流（岐阜商業高等学校） ○岐阜市青少年国際教育夢プロジェクト事業、中国・杭州市との青少年交流（青少年教育課） ○日中学術交流事業、三大学連携学術シンポジウム参加（薬科大学庶務会計課） ○岐阜発「英語でふるさと自慢」事業、「イングリッシュ・キャンプ in Gifu」（学校指導課）		
これからの展開	青少年の交流事業をはじめ、文化芸術、スポーツ、経済など様々な分野・レベルで日本人市民が外国人と交流する機会の創出に努めます。		

② 多文化共生及び相互理解を促進する取組		推進区分	継続
		所管部署	関係各課
現 状	市政モニター調査結果によると、多文化共生社会を促進するために日本人市民にできることとして「外国人市民を差別しない」が最も多くなっています。これは現実には差別意識が少なからず存在することの表れと言えます。		
これまでの取組	○人権啓発資料の作成、人権啓発ビデオ・DVD及び意識啓発プレゼンテーションの活用（人権啓発センター） ○岐阜市多文化共生シンボルマーク普及（国際課） ○国際理解連携講座、国際理解出前講座、国際理解啓発事業、外国文化理解講座（国際課(委託)） ○平和の鐘事業の推進、世界の女性をとりまく問題についてのパネル展示（男女共生・生きがい推進課） ○学校給食での世界の料理の紹介（学校保健課） ○岐阜キラメキ講座（青少年教育課）		
これからの展開	日本人と外国人がお互いを正しく理解し、多文化共生を推進することにより地域社会に活力が生まれるよう、パンフレット等による啓発や出前講座を実施します。		

3-5 外国人市民の意見の反映

外国人市民会議のほか、市の審議会への外国人市民の参画促進や、多言語・やさしい日本語を活用したアンケート、パブリックコメントの実施等により、外国人市民の意見を市政に反映します。

<主な取組>

★重点事業		推進区分	新規
① (仮) 岐阜市多文化共生推進会議の設置		所管部署	国際課
現 状	外国人市民の視点から本市の地域住民同士の交流及び多文化共生に関する事項等について協議する場として岐阜市外国人市民会議を設置しています。しかし、外国人市民と日本人市民が同じ場において協議する場は設けられていません。		
これまでの取組	-		
これからの展開	外国人市民と日本人市民の相互の観点から、本市における多文化共生に関する事項等について協議する場として、岐阜市外国人市民会議を母体に、日本人市民の参画を得て、(仮) 岐阜市多文化共生推進会議を設置します。		

② 審議会等への外国人市民の参画促進		推進区分	新規
		所管部署	関係各課
現 状	本市では、外国人市民の意見が市政に反映されるよう、外国人市民を対象とした外国人市民意識調査の実施等により意見聴取の機会を設けています。		
これまでの取組	○外国人市民意識調査（国際課、委託） ○岐阜市外国人市民会議の開催（国際課）[再掲] ○外国人の視点による岐阜市のシティプロモーションの促進（広報広聴課） ○留学生等への鵜飼招待事業（観光コンベンション課(岐阜観光コンベンション協会主催)) ○「外国人の視点」による魅力向上事業（国際課(委託)) ○多文化交流政策研究会事業（国際課(岐阜市国際交流協会主催))		
これからの展開	多様な文化や考え方を背景とした外国人市民の意見が、より市政に反映されるよう、審議会等への委員としての参画を促進するとともに、市が実施するアンケートやパブリックコメントの多言語対応等により、外国人市民の意見を市政に反映するように努めていきます。		

第5章 計画の推進

1 (仮) 岐阜市多文化共生推進会議の設置

本市では平成21(2009)年に外国人市民の市政への参画を推進し、誰もが住みやすいまちづくりを進めるため、外国人市民から意見を聴取し市政に反映させるとともに、多文化共生社会の推進に寄与することを目的として岐阜市外国人市民会議を設置しました。委員は学識経験者、外国人コミュニティ団体に所属する者、国際交流・多文化共生活動に従事する者、公募委員からなり、会議では外国人市民に係る施策に関する事項や外国人市民と日本人市民との交流及び共生に関する事項など多文化共生推進基本計画に掲げる事業の効果的な取り組みについて意見を伺っています。

今後は、外国人市民と日本人市民が同じ場において、それぞれの観点から本市の多文化共生を議論し相互理解を深め、よりよい事業展開へとつなげるためオール岐阜で推進する体制を構築します。岐阜市外国人市民会議を母体として、地域の代表、日本語ボランティア、国際交流団体、国や県など外国人市民を取りまく関係機関・団体で構成する(仮称)岐阜市多文化共生推進会議を設置し、本計画を推進していきます。

会議では、特に重要な取組の実施に係る調整や検討のほか、国の政策や社会情勢に対応する取り組みについて協議することとします。

2 庁内推進体制

本計画を推進するために、市長を本部長とする「岐阜市市民との協働推進本部」及び市民参画部次長を幹事長とする同幹事会において、年度ごとのアクションプランの確認及び計画の進捗管理を行います。

また、岐阜市の多文化共生推進に関して、庁内関係部の連携及び調整を図り、横断的な検討を行う役割を担うことを目的として設置している多文化共生推進リーダーを通じて、次の業務を行います。

- ① 定期的に会議を開催し、計画の進捗状況の確認と情報共有を行います。
- ② 計画を推進していくために毎年度、アクションプランを策定し、具体的な事業の展

開を図るとともに、年度末において、各事業の達成度合い等をチェックし、PDCAサイクルにより事業の見直しを行います。

- ③ 外国人市民向け情報サイトの掲載内容など、全庁的に取り組む多文化共生推進施策について検討を行います。



資 料

岐阜市住民自治基本条例	63
岐阜市市民との協働推進本部要綱	70
岐阜市外国人市民会議設置要綱	74
多文化共生推進リーダー設置要領	76

岐阜市住民自治基本条例

平成19年3月30日

条例第11号

改正 平成31年3月27日条例第20号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 住民自治の基本理念（第4条・第5条）

第3章 市民の権利及び役割（第6条・第7条）

第4章 市の責務（第8条・第9条）

第5章 住民自治の市政運営（第10条—第17条）

第6章 雑則（第18条）

附則

日本のほぼ真ん中に位置し、古来、美濃を制するものは天下を制すると称された要衝の地、岐阜。歴史と文化が息づき、長良川や金華山などの豊かな自然に恵まれた私たちのまちは、先人のたゆまぬ努力によって、県都としての都市機能を培ってきました。

私たちは、ここに集い、生まれ、育ち、暮らし、学び、働き、命を育んでいます。

このまちで人生を織り成す私たち一人ひとりが、まちに歴史を刻む主役です。先人から受け継いだまちを守り、育て、地域力を高め、誰もが安心して暮らすことのできる住み良いまちにして、次の世代へと引き継いでいかななくてはなりません。

そのためには、私たち市民自らが、まちづくりの主権者として、ともに力を合わせていくことが重要です。ここに住民自治の原点があります。

私たちは、人と人のふれあいと多様な個性に満ちた地域を大切にするとともに、市政に参画し、あるいは市民活動を通じて、協働のまちづくりを進めます。

一人ひとりの人権が尊重され、誰もが郷土への誇りを胸に抱き、より良い公共をみんなで育て上げる住民自治が保障された社会を実現し、もって市民の福祉の向上と持続可能なまちを築くため、私たちは今、ここに岐阜市住民自治基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市における住民自治の基本理念を明らかにするとともに、住民自治に係る市民の権利及び役割、市の責務並びに市政運営の原則及び市民参画の制度を定めることにより、自治の進展を図り、もって個性豊かで活力に満ちた自立する都市を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、通学し、又は通勤する個人及び市内において事業又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (2) 市 市議会及び執行機関をいう。
- (3) まちづくり 市民生活に係る様々な分野において、地域等をより良いものとするための取組をいう。
- (4) 市政 市が行うまちづくりをいう。
- (5) 参画 まちづくりの方針及び企画の立案から実施を経て評価に至るまでの過程に主体的に参加することをいう。
- (6) 協働 地域又は社会の課題の解決を図るため、市民が相互に、又は市民と市がともに、お互いの立場を尊重し、それぞれの特性を生かし、協力して取り組むことをいう。
- (7) 住民自治 市民自らが参画し、協働し、まちづくりを主体的に進めることをいう。
- (8) 公共 公園、道路等の公共空間及び環境、福祉等に関する公益事業等をいう。

(条例の位置付け)

第3条 この条例は、まちづくりの基本となる住民自治について定めるものであり、市は、他の条例、規則等の制定又は改廃については、この条例の趣旨に基づいて行うものとする。

2 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、適切に運用されなければならない。

第2章 住民自治の基本理念

(基本理念)

第4条 市民は、まちづくりの主権者である。

(基本原則)

第5条 市民及び市は、次に掲げる事項を基本としてまちづくりを進めるものとする。

- (1) 市民の自発的な市政への参画及び主体的な活動によること。
- (2) 役割分担及び協働によること。
- (3) 情報を共有すること。
- (4) 人と人のつながりを大切にし、相互理解及び信頼関係によること。
- (5) 地域の特性を生かすこと。
- (6) 広く交流を深め、情報交換を図り、得られた知識及び意見を生かすこと。

第3章 市民の権利及び役割

(市民の権利及び役割)

第6条 市民は、市政に関して知る権利を有するとともに、広くまちづくりに参画する権利を有する。

2 市民は、自らまちづくりに関して学ぶ権利を有する。

3 市民は、まちづくりに当たっては、互いの権利を尊重し、住民自治に寄与するものとする。

(コミュニティ)

第7条 自治会等一定の地域を基盤として形成されるコミュニティ並びにNPO法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）及びボランティア団体等特定の目的等を遂行するために組織されたコミュニティは、自主性及び自立性の下に地域性、専門性、機動性等の特性を生かし、住民自治に寄与するものとする。

2 コミュニティは、その活動内容等を明らかにし、市民の理解及び協力が得られるよう努めるものとする。

3 市民は、コミュニティに対する理解を深め、互いに協働してまちづくりの推進に努めるものとする。

4 自治会は、相互扶助の精神に基づき、地域住民相互の結び付きを深め、地域住民の福祉の向上を図ることにより、豊かで住みよい地域社会の実現に努めるものとする。

5 地域住民は、自治会への加入及び自治会の活動への参加に努めるものとする。

6 NPO法人及びボランティア団体等特定の目的等を遂行するために組織されたコミュニティ（次項において「NPO法人等」という。）は、その専門性を生かした活動により、豊かで魅力ある社会の形成に努めるものとする。

- 7 まちづくり協議会（自治会、地域の各種団体、NPO法人等、個人その他の地域の関係者によって構成される組織をいう。以下同じ。）は、地域住民が主体となり地域のまちづくりを展開するため、地域の将来像を描き、地域における課題等について協議し、解決し、及び地域の特性を生かしたまちづくりを推進することに努めるものとする。

第4章 市の責務

（市長等の責務）

第8条 市長及び他の執行機関（以下「市長等」という。）は、次に掲げる事項を基本として、住民自治を充実しなければならない。

- (1) 組織の横断的な連携を図り、総合行政の推進を図ること。
- (2) 政策の立案から実施を経て評価に至るまでの過程について、透明性を高めるとともに市民に分かりやすく説明する責任を果たすこと。
- (3) 市民参画の制度の整備に努めるとともに、その周知に努めること。
- (4) 市民にまちづくりに関する意識の啓発を行うとともに、生涯学習の機会の充実に努めること。
- (5) 効果的かつ効率的なまちづくりを進めるとともに、より良い公共を創出するため、市民との協働に努めること。
- (6) 市政に参画しないことを理由に、当該市民に不利益な扱いをしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、協働のまちづくりを推進する環境の整備に努めること。

- 2 市が出資その他の財政上の援助等を行う法人であって規則で定めるものは、まちづくりに関し前項に規定する趣旨に沿い活動するよう努めるものとする。

（市議会の責務）

第9条 市議会は、市政の審議及び議決機関として、市民の意思を代表し、住民自治の実現に寄与するものとする。

- 2 市議会は、市民の意見をまちづくりに反映させるよう努めなければならない。
- 3 市議会は、市政に対して監視機能、政策立案機能等を発揮し、住民自治の充実に努めなければならない。

第5章 住民自治の市政運営

(基本原則)

第10条 市政は、住民自治の基本理念にのっとり、市民の厳粛な信託のもとに、運営されるものとする。

(市民投票)

第11条 市長は、市政の特に重要な事項について、広く市民の総意を把握するため、市民投票を実施することができる。

2 市民投票は、それぞれの事案に応じ、市議会の議決を経て制定された条例の定めるところにより、これを実施する。

3 前項に規定する条例は、投票に付すべき事項、投票の手続、投票の資格要件、投票の成立要件その他市民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

4 市民及び市は、前3項の規定により市民投票を実施した場合は、その結果を尊重するものとする。

(パブリックコメント手続)

第12条 市長等は、市政の基本的かつ重要な政策の決定に当たり、その案の趣旨、内容等を公表し、原則として広く市民等から意見を求めるパブリックコメント手続を実施するものとする。

2 市長等は、前項の規定により提出された意見を考慮し、政策の検討を行うものとする。

3 市長等は、提出された意見の概要及び政策に係る意思決定の内容を公表するものとする。

(審議会等の運営)

第13条 市長等は、審議会等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関その他これに類するものをいう。）の委員を選任する場合は、適正な委員構成に努めるとともに、原則としてその一部には市民からの公募による委員を選任するものとする。

(協働で担うより良い公共)

第14条 市長等は、公益事業等の充実を図るため、市民と市の協働に努めるものとする。

2 市長等は、より快適な公共空間を創出するため、市民と市の協働による公共空間の管理等の推進に努めるものとする。

3 市長等は、前2項に規定するもののほか、多様な主体が協働してより良い公共を担うための環境の整備に努めるものとする。

（コミュニティとの協働）

第15条 市長等は、コミュニティの活動を尊重するとともに、より活力と魅力及び自治の精神にあふれるコミュニティの形成に向けて、コミュニティ相互の協働、交流及び連携の促進に努めるものとする。

2 市長等は、自治会の重要性を認識し、地域住民の自治会への加入及び自治会の活動への参加がしやすい環境づくり等必要に応じて支援を行うものとする。

3 市長等は、まちづくり協議会が主体的に地域のまちづくりを行うための仕組みづくりを進めるとともに、まちづくり協議会がその機能を強化し、及びその機能をより発揮できるよう支援を行うものとする。

（中間支援機能）

第16条 市長等は、コミュニティ相互をはじめとする市民と市民及び市民と市の協働を促進するため、相互をつなぐ中間支援機能の充実に努めるものとする。

（住民自治推進審議会）

第17条 市長は、住民自治の充実を図るため、住民自治推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、協働のまちづくりの推進に関する重要事項について審議し、市長に答申するものとする。

3 審議会は、前項に規定するもののほか、協働のまちづくりの推進に関する重要事項について審議し、市長に提言することができるものとする。

4 市長は、この条例の見直しに当たっては、審議会に諮問しなければならない。

5 前各項に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 雑則

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和59年岐阜市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条、第5条関係）			別表（第2条、第5条関係）		
区 分	報 酬	費用 弁償	区 分	報 酬	費用 弁償
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
国土利用計画 審議会委員	日額 9,200		国土利用計画 審議会委員	日額 9,200	
住民自治推進 審議会委員	日額 9,200		(略)	(略)	
(略)	(略)		(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則（平成31年条例第20号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

岐阜市市民との協働推進本部要綱

平成19年 4月25日決裁
平成20年 6月 9日決裁
平成21年 4月 1日決裁
平成21年12月 1日決裁
平成22年 4月 1日決裁
平成23年 4月 1日決裁
平成25年 4月 1日決裁
平成26年 4月 1日決裁
平成27年 5月 1日決裁
平成27年 7月15日決裁
平成28年 3月25日決裁
平成31年 3月22日決裁

(設置)

第1条 岐阜市住民自治基本条例（平成19年岐阜市条例第11号。以下「条例」という。）に基づき、市民との協働の推進を図るため、岐阜市市民との協働推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 協働のまちづくり推進計画に関すること。
- (2) 市民との協働のまちづくりの推進に関すること。
- (3) 多文化共生社会実現への施策推進及び多文化共生推進基本計画に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、条例の運用に関すること。

(組織等)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は市長を、副本部長は市民参画部に関する事務を担当する副市長をもって充てる。
- 3 本部員は別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 本部長は、本部を総理する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 本部長は、必要に応じて、副本部長及び本部員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(幹事会)

第5条 本部の所掌事務の調査検討に従事するため、本部に幹事会を置き、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。

2 幹事長は市民参画部次長を、副幹事長は市民活動交流センター所長及び国際課長をもって充てる。

3 幹事会は、幹事長が招集し、主宰する。

4 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

5 幹事長は、本部の所掌事務に関し専門的な調査研究のため必要と認めるときは、幹事会に作業部会を置くことができる。

6 作業部会の組織及び運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

(事務局等)

第6条 本部の事務局は、市民参画部市民参画政策課に置く。ただし、次の各号に掲げる事務は、当該各号に定める課において処理する。

(1) 第2条第2号に関する事務 市民参画部市民活動交流センター

(2) 第2条第3号に関する事務 市民参画部国際課

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

副市長（副本部長となる副市長を除く。） 教育長 市長公室長 広報参与 企画部長 財政部長 行政部長 工事検査室長 商工観光部長 農林部長 市民生活部長 福祉部長 子ども未来部長 健康部長 市民病院長 市民病院事務局長 環境部長 都市防災部長 消防長 まちづくり推進部長 都市建設部長 基盤整備部長 上下水道事業部長 市民参画部長 市民協働参与 薬科大学長 薬科大学事務局長 女子短期大学長 女子短期大学事務局長 教育委員会事務局長 会計管理者 議会事務局長 監査委員事務局長

上記に掲げるもののほか、市長が指名する者

別表第2（第5条関係）

市長公室秘書課長 企画部総合政策課長 財政部財政課長 財政部税制課長 行政部行政課長 工事検査室長が指定する者 商工観光部商工観光政策課長 農林部農林政策課長 市民生活部市民生活政策課長 福祉部福祉政策課長 子ども未来部子ども政策課長 健康部健康政策課長 市民病院事務局病院政策課長 環境部環境政策課長 都市防災部都市防災政策課長 消防本部消防総務課長 まちづくり推進部まちづくり推進政策課長 都市建設部都市建設政策課長 基盤整備部基盤整備政策課長 上下水道事業部上下水道事業政策課長 市民参画部市民参画政策課長 薬科大学事務局庶務会計課長 女子短期大学事務局総務管理課長 教育委員会事務局教育政策課長 会計課長 議会事務局議会総務課長 選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局監査課長 農業委員会事務局長

岐阜市外国人市民会議設置要綱

決裁 平成21年 8月 3日

改正 平成24年 8月 8日

改正 平成25年 7月 1日

改正 平成29年 1月25日

(設置)

第1条 外国人市民（岐阜市多文化共生推進基本計画（平成27年3月岐阜市策定）に定める外国人市民をいう。以下同じ。）の市政への参画を推進し、誰もが住みやすいまちづくりを進めるため、外国人市民から意見を聴取し、市政に反映させるとともに、多文化共生社会の推進に寄与することを目的として岐阜市外国人市民会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 外国人市民に係る施策に関する事項
- (2) 外国人市民と日本人市民との交流及び共生に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する外国人住民又は国籍法（昭和25年法律第147号）第4条第1項の規定により帰化によって日本国籍を取得している者であって、次の各号のいずれにも該当するもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 委嘱の日において、本市に居住し、通学し、若しくは通勤している者又は市内において事業若しくは活動を行う者
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が定める事項を満たす者

3 委員のうち若干人は、公募により選考する。ただし、応募がなかったときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員の責務)

第5条 委員は、自らの国籍の属する国の代表としてではなく、本市の全ての外国人市民の代表として、職務を遂行しなければならない。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(会長及び副会長)

第6条 会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第7条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、市民参画部国際課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年 8月 3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年 8月 8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 7月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年 1月25日から施行する。

多文化共生推進リーダー設置要領

決 裁 平成27年6月1日

決 裁 平成28年5月16日

決 裁 平成31年3月29日

(設置)

第1条 岐阜市の多文化共生推進に関して、庁内関係部の連携及び調整を図り、横断的な検討を行う役割を担うことを目的として、多文化共生推進リーダーを設置する。

(所掌事務)

第2条 多文化共生推進リーダーは次の事務を所掌する。

- (1) 部内における多文化共生推進意識の共有化に関すること。
- (2) 部内における多文化共生推進に関する調整及び取りまとめに関すること。
- (3) 部内における多文化共生推進事業の支援、育成及び関係部局との連携に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、本市の多文化共生推進に関すること。

(選任方法)

第3条 多文化共生推進リーダーは、別表に掲げる課の所属長が所属職員のうち1人を指名する。

(任期)

第4条 多文化共生推進リーダーの任期は、選任された年度の年度末までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 多文化共生推進リーダーがその在任中に人事異動等により現所属部を離れる場合は、前条の選任方法により後任者を指名する。

(事務局)

第5条 多文化共生推進リーダーに関する事務を所管する事務局は、市民参画部国際課に置く。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、多文化共生推進リーダーの業務運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年5月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

企画部総合政策課	市長公室秘書課	財政部財政課	財政部税制課	行政部行政課	商工観光部商工観光政策課	農林部農林政策課	市民生活部市民生活政策課	福祉部福祉政策課	子ども未来部子ども政策課	健康部健康政策課	市民病院事務局病院政策課	環境部環境政策課	都市防災部都市防災政策課	消防本部消防総務課	まちづくり推進部まちづくり推進政策課	都市建設部都市建設政策課	基盤整備部基盤整備政策課	上下水道事業部上下水道事業政策課	市民参画部市民参画政策課	薬科大学事務局庶務会計課	女子短期大学事務局総務管理課	教育委員会事務局教育政策課
----------	---------	--------	--------	--------	--------------	----------	--------------	----------	--------------	----------	--------------	----------	--------------	-----------	--------------------	--------------	--------------	------------------	--------------	--------------	----------------	---------------

岐阜市多文化共生推進基本計画
－たぶんかマスタープラン2020～2024－

令和2（2020）年3月

発行 岐阜市

編集 市民参画部国際課

〒500-8076

岐阜市司町40番地5

みんなの森 ギフメディアコスモス1階

TEL 058-214-6125

FAX 058-265-4121

※この冊子は岐阜県からの補助金を受けて作成しています。